

第 164 号 (2019 年 10 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特 集	
◆ 事例から分析する中国子会社に対する内部統制の重要性とその確立方法 北京立動法律事務所	1
◆ 急成長する中国ユニコーン企業の動向 ～成長の背景と業界分布に注目 MUFG バンク (中国) リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室	13
■ 経 済	
◆ 中国経済の現状と見通し 三菱 UFJ 銀行 経済調査室	21
■ 人民元レポート	
◆ オフショア人民元市場動向と今後の見通し 三菱 UFJ 銀行 アジア金融市場部	25
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：《外商投資奨励産業目録 (2019 年)》奨励類外商投資分野の更なる拡大 KPMG 中国	29
◆ 法務：海外年金 ～日中社会保障協定の発効について 三菱 UFJ 信託銀行 年金コンサルティング部	32
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

エグゼクティブ・サマリー

特集 「事例から分析する中国子会社に対する内部統制の重要性とその確立方法」

- ◇中国ビジネスの成功を収めるには「内部戦略」が重要で、そのカギは優秀な人材確保と定着のための「評価とインセンティブ制度」と権限委譲後の不正行為を防ぐ「内部統制制度」にあり、両制度を本社コントロールの下でしっかり確立することが必要不可欠。
- ◇中国子会社のモチベーション向上には、親子会社間、中国子会社内部の信頼関係が必要だが、属人的な信頼だけに頼ると不正が起りやすく、信頼関係が崩れやすいというジレンマに陥る。この問題を解決するには「人に対する信頼」から「制度に対する信頼」に移行していくべき。
- ◇内部統制制度の確立と運用にあたっては、「制度は経営者と管理者を助ける」「制度は会社全体のリスクヘッジのため」「一部の業務効率の低下を招いても最終的には会社全体の利益を守る」との共通認識を、制度導入の推進者と制度適用の対象者との間で予め持つことが重要と言える。

特集 「急成長する中国ユニコーン企業の動向 ～成長の背景と業界分布に注目」

- ◇近年、中国のユニコーン企業（設立から10年以内、評価額10億ドル以上、PEからの資金調達を行い未上場のスタートアップ企業）は、新規事業の創出を図る地方政府や起業家、投資家から、成功したベンチャー企業の象徴として注目されている。
- ◇中国のユニコーン企業は、地域分布では、北京が首位でほか上海、杭州、深圳の4都市に集中。業界分布では、文化・娯楽・メディア、自動車・交通、EC、フィンテック、医療・健康などの分野に集中し、イノベーション形態別にインターネットのプラットフォーム構築型とハイテクを有する技術駆動型に分けられる。
- ◇ユニコーン企業の成功の鍵は、コア技術、明確なビジネスモデル、専門家集団と見られるが、実態は、①インターネット型企業が主で技術力が相対的に弱い、②利益を生み出すビジネスモデルの欠如で持続的発展力が弱い、③業界・地域分布に偏りがある等の問題があり、研究開発の強化、持続的な技術革新を通じた企業経営の活性化、コア競争力の向上が求められる。

経 済 「中国経済の現状と見通し」

- ◇中国経済は2018年後半から減速色を強め、直近4-6月期は前年同期比+6.2%にまで鈍化。特に、外資系企業の生産指数の落ち込みが激しく、米中通商摩擦の本格化と符合が一致するが、2017年末からの「デレバレッジ」政策の一環としてのシャドバンキング規制の強化も民間企業の資金調達環境を悪化させた要因と指摘されている。
- ◇7月30日に開かれた中央政治局会議における経済政策方針では、経済システム改革の推進、自国の消費市場の掘り起こしによる海外依存度低下の志向、脆弱分野の補強や新型インフラ建設の重視など、米国との長期戦を意識した方針が打ち出されたことが注目に値する。
- ◇8月に発表された消費振興策は一段の景気悪化に備え余力を残した格好で、内需項目は全体として米中通商摩擦等の外需の逆風から受ける▲1%程度の成長下押し圧力を吸収するとみられ、2019年は前年比+6.2%、2020年も海外起因のリスクに晒されながらも+6.0%の成長は可能と考えられる。

人民元レポート 「オフショア人民元市場動向と今後の見通し」

- ◇2019年3月以降、オンショア人民元(CNY)とオフショア人民元(CNH)の為替相場は、米中通商摩擦の先鋭化を主因に急激な元安となった。CNHは、CNYと異なり日中の為替変動値幅に制限がない為、CNY比で各種材料への反応が大きく、CNYとの乖離幅が拡大する局面も確認され、8月には2010年8月のCNH市場誕生以来初の1ドル=7人民元を割り込む大幅下落となった。
- ◇今後の人民元相場動向を見る上では、引き続き米中通商摩擦の動向が最大要因。資本流出や企業の外貨建て債務負担増加等の懸念から過度な人民元安を避ける当局の姿勢は当面不変と考えられるが、通商摩擦を巡る不透明感から、引き続き人民元安地合が続くものと見られる。
- ◇CNHについては、オンオフ市場間の裁定取引の機会も減少しているためCNYとの大きな乖離は想定しづらいが、急激な人民元安進行等の場面では一時的に乖離幅拡大の可能性があり、対ドルで引き続きやや弱含む方向での値動きが予想される。

スペシャリストの目

税務会計 「《外商投資奨励産業目録(2019年)》奨励類外商投資分野の更なる拡大」

- ◇商務部の「外商投資奨励産業目録(2019年)」(2019年版奨励目録)が7月30日に発効した。同時に「外商投資産業指導目録」(2017年改定)奨励類と「中西部地域外商投資優位性産業目録」(2017年改訂)が廃止された。
- ◇2019年版奨励目録は全国目録と中西部目録から成り、廃止された2017年改訂の目録に比べ奨励産業分野が拡大した。全国目録ではハイエンド製造業、スマート製造、グリーン製造等を支援。中西部目録では労働集約型、先進的な技術産業を追加し、外資企業の移転受け入れを支援している。
- ◇税優遇などの奨励政策は従前と不変で、奨励類項目に対する投資総額内での自己使用設備輸入の関税免除、条件に合う西部地区の奨励類業種に対する企業所得税の優遇、奨励類項目の工業プロジェクトに対する優先的な土地供給等の優遇政策は引き続き適用される。

法務 「海外年金 ～日中社会保障協定の発効について」

- ◇9月1日に「日中社会保障協定」が発効。中国に5年以内の一時派遣を行う場合、日本の公的年金のみの加入でよくなり、「保険料の二重払い」が解消される。「延長規定」も設けられており、派遣期間の延長が5年を超えない場合、政府間の合意により日本の年金のみの加入が可能。
- ◇但し、協定には「年金加入期間の通算」(それぞれの国の保険料納付期間を合算して年金加入期間とし、双方の年金需給資格を満たせばそれぞれの年金を需給できる)規定は含まれない。また、医療保険、雇用保険、労働災害保険などは対象とされない。
- ◇協定の適用を受けるためには、該当する従業員について、各企業は日本年金機構の年金事務所に「適用証明書」の交付申請を行い、交付された「適用証明書」を中国の社会保険料徴収機関に提出して、中国の公的年金の加入免除手続きを行う必要がある。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2019年10月25日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



事例から分析する中国子会社に対する内部統制の重要性とその確立方法

北京立動法律事務所
代表弁護士・税理士 章啓龍

第一. 始めに

「中国ビジネスで成功を収めるには、多くの困難・課題をクリアしなければならない」とは、よく言われることであるが、その困難・課題の内容は、時代とともに変化を続けている。近年では、国際情勢の変化、相場変動といった海外における事業展開一般に附随する問題に加え、中国社会の成熟と現地人件費の高騰から、

- ①現地消費者の嗜好に見合った商品の開発：顧客戦略
- ②制度および人員のローカリゼーション（現地化）：内部戦略

を、同時に克服していくことが求められている。

ここで、顧客戦略は入念な市場調査・勝れた技術開発・優秀な人材の確保といった手段を通して、一定の解決策を見出すことが一般的な対応プランとして認識されており、これをサポートする専門家も多い。これに対し、ローカリゼーション（現地化）を軸とする内部戦略は、日系企業のなかでも社風、経営方針、予算といった個々の企業の実情に応じてカスタマイズする必要があり、一義的な対応プランが存在していないとの事情がある。しかし、内部戦略の推進によって優秀な人材を確保することは、顧客戦略にも影響を及ぼすものであり、その成否は一般の認識より遥かに重要度が高いと言えよう。

筆者は弁護士として日系企業の対中ビジネスを支援していくなかで、内部戦略のカギは

- ・優秀な人材を確保し、かつ会社に着させるための「評価とインセンティブ制度」
- ・権限移譲後の不正行為を防ぐ（少なくとも不正行為を察知できる）「内部統制制度」

にあり、両制度¹を本社コントロールのもとしっかりと確立することが、必要不可欠であるとの考えに至った。言うは易いが実現が簡単ではないことは、中国進出から二十年を超える日系企業でも、いまだに最適解を見出せず、試行錯誤を続けている事実からも見て取れる。両制度の確立に、なぜこれほどまでの困難が伴うのか。本稿ではその辺りを解きほぐしながら、制度確立に向けたプランニングを、事例も交えつつ検討していくこととしたい。

第二. 背景

内部戦略の重要性は、中国企業であっても、日系企業であっても変わりはない。しかし、筆者からすれば日本の文化、商習慣が却って判断を誤らせる原因になっている部分があると考えられる。そこで、以下では私見に基づき、少々分析を行いたい。

(1) 日本本社における基盤の欠如

近年では日本国内でも「終身雇用を続けるのは難しい」との声が大きくなっているものの、まだまだ「新卒一括採用」「終身雇用」が主流と言えよう。このため勤続年数や年齢を重視して役職や賃金を上昇させる、いわゆる「年功序列制度」を採用している企業も少なくない。年功序列制

¹ 言わば、「飴と鞭」の使い分けである。

度においては、集団におけるチームワークは重視される傾向にあるものの、個人の能力や実績は必ずしも評価とリンクしていない。このため、個人の能力、業績を評価に繋げるための「評価とインセンティブ制度」が、本社サイドにおいてさえ、導入・確立されていないケースも少なくない²。

また内部統制制度についても、日本でも金融機関における巨額損失事件を発端として、取締役の任として内部管理体制を構築することそれ自体が、果たすべき善管注意義務の一内容であるとされ、商法特例法に基づき委員会等設置会社において体制構築が義務付けられ、会社法施行に伴い広く適用されるようになった。いわゆる、J-SOX 法である。ただし、同法はもともと米国の SOX 法を参考に導入された制度であり、日本ではまだまだ確立された制度とは言い難い。

このように、中国現地法人において前記二つの制度を確立するにあたって、日本本社においても参考とすべきものがなく、未経験の制度を、その理解も不十分なまま、異なる文化のもとで一から構築することが求められるわけである。それが容易でないことは、想像に難くない。

(2) 誤った現地化

言うまでもなく、中国の文化、商習慣といったビジネスを取り巻く環境は、日本とは大きく異なる。例えば、中国の現地従業員においては、幹部から一般の従業員まで、就業にあたって将来の発展性と会社の成長性を重視しつつも、現実の利益（報酬）にも、ひとかたならぬ関心を寄せる。このことは、読者の皆様もご承知のことと思う。

加えて中国では、社内でのポジションが高まるほど、仕事に対する「自由度」を求める傾向が見られる。これには幹部クラスの現地従業員も含まれており、業務における裁量権の拡大にとどまらず、自由を束縛する内部統制ルールについても、「私を信用していないのか」として、抵抗するケースが見られる³。

このようなマインド傾向に対し、いかなる反発があろうとも、企業は毅然とした態度で内部統制ルールを制定、運用していかなければならないのであるが、日系企業においては往々にして議論を避け、現地化の旗印のもと、「文化も異なるので、現地の意見を尊重しよう」との判断を下す傾向が見られる。しかし、これは全くの悪手と言わざるを得ない。厳格な内部統制ルールの徹底を諦め、現地の裁量に任せた結果生じるのが、昨今の現地従業員による不正行為である。

日本の皆様には、環境が不正行為を容認・助長していることを、認識いただくべきであろう。

(3) 判断の背景

日系企業の中国子会社を舞台に、日本では起こり得ない不正が、現在進行形で発生している。「前車の覆るは後車の戒め」との言葉のとおり、本来であればこれらを「悪しき前例」としていただきたいところであるが、残念ながら「うちのスタッフは大丈夫」と、性善説のもとで行動される日系企業が多い。

なぜ、日本本社は、このような甘い判断を行ってしまうのか。そこには、そもそも日本本社は、現状どのようなリスクがあるかさえ全く把握できていない、との事情がある。すなわち、

- ①潜在するリスクを認識・把握できていない。
- ②認識・把握できた場合でも、制度導入といった対応が遅い。
- ③日本の制度をそのまま導入した結果、効率を低下させるのみで、機能していない。
- ④せっかく作った制度が、形骸化している。
- ⑤状況の変化にもかかわらず、旧態依然とした制度が存続している。

² もちろん、終身雇用制度には、従業員の会社への帰属意識を高めるとともに、「一時的な利益」と「定年退職までの安定した収入」を天秤にかけ、不正行為を思い止まらせるとの効果があるか、ここに過大な期待は禁物であろう。

³ 昇進するにつれ、自分は例外として、ルールの外に身を置こうとする者が現れる。裁量を自由と履き違えた結果であろう。

といったケースが、日系企業の中国現地法人にはよく見受けられる。

上記のとおり、リスクの認識・把握は全てのスタート地点である。にもかかわらず、スタートすら切れていない企業が多いというのが、実際であろう。

不正の発生リスクをヘッジし、どのような制度を設けるか、または現行制度をどのように見直すかは、リスクの存在を認識した後の課題である。これにはビジネス環境や文化などマクロに対する理解のほか、自社の業務内容、従業員の状況、市場における立ち位置などへも配慮が必要であり、個々の会社に適したオーダーメイドでの制度作りが理想的である。

制度作成後も、これらを確実に機能させるべく、①不足部分、不合理な内容は無いか、②従業員全員への周知徹底ができていないか、③運用レベルでも徹底されているか、などの点について定期的に内部監査を行い、適宜リバイスしていくことも必要不可欠である。

したがって、これらの問題をクリアしていくには、机上の空論ではなく、現地の状況を深く理解し、かつリスクポイントの要所まで深く浸透しうる理論と実務の整備が必要である⁴。

(4) 「評価とインセンティブ制度」と「内部統制制度」の相互関係

「評価とインセンティブ制度」および「内部統制制度」は、それぞれ単独に機能する制度ではなく、会社の運営と発展をけん引（「評価とインセンティブ制度」）し、保障する（「内部統制制度」）二本の柱である。

「評価とインセンティブ制度」が確立されないままでの「内部統制制度」の導入は、適用対象者よりの抵抗を招きやすく、優秀な人員の離脱、ひいては顧客戦略まで影響を及ぼす。逆に「評価とインセンティブ制度」のみ導入した場合、「やりたい放題」「結果オーライ」の環境を生み出し、現地従業員の暴走を許した結果、会社のブランドは傷つけられ、企業としての信用を失うばかりか、統制の不行き届きから経営権そのものを奪われる（乗っ取り）事態にまで、発展しかねない。

すなわち、「評価とインセンティブ制度」は「内部統制制度」の導入と深化を確保する手段との位置づけであり、「内部統制制度」は「評価とインセンティブ制度」を認める前提となる。すなわち、両制度は相互補完関係にあると言える。

内部統制上の問題が発生した場合、本社による現地法人経営陣への信頼および評価に影響が生じることは必定であり、「評価とインセンティブ制度」を認めるだけの環境が破壊されていることを意味する。したがって、「評価とインセンティブ制度」および「内部統制制度」は必ず同時に導入すべき制度であり、どちらかに軽重を置くべきではない。

上記のとおり、日系企業にとって「評価とインセンティブ制度」と「内部統制制度」の導入は容易ではない課題である。本稿は日系企業現地法人への「内部統制制度」の確立に主眼を置き、複数の事例を交えながら、整理と紹介を行うものであるが、これらの内容を読み進める際に、ここまで述べた「評価とインセンティブ制度」と「内部統制制度」の関係についてご理解をいただければと思う。

第三. ケース・スタディ

次に、分野ごとに中国の子会社において存在し得る、内部統制上の問題とその対策を整理したい。

1. 中国子会社に対する内部統制の重要性

まずは総論として、内部統制の重要性をご理解いただきたい。

⁴ この点については、より多くの事例からヒントを得る必要があるため、日本にいる現地法人の法定代表者からの遠隔操作や、限られた任期で現地に赴任される駐在員個人の力では困難が予想される。社内のノウハウの蓄積と合わせて、外部専門家からの助言は有益であろう。

昨今、新聞報道等で、外資企業の中国関連会社における不正な会社資金の引き出し、不適切な会計処理、個人の横領行為等の事例が散見される。

(1) 損害

不正行為により生じる結果は、企業の利益に対する損失である。これには、①資産の横領などによる直接的な損失、②不当な金銭の收受（商業賄賂やキックバックなど）を通じて、調達価格の高騰や調達品の品質低下などを招いた間接的な損失、③企業側のイメージダウンなどによる営業機会の逸失と風評被害など広範な損失、が含まれる⁵。

(2) 税務リスク

資産の横領行為は往々にして、架空または虚偽の損金計上に関わる不適切な会計処理を伴うものである。これらの不正行為が調査によって発覚した場合、当初の不適切な損金計上の問題も浮上する。企業側が自主的に否認処理を追加した場合であっても、税務局に対しては税金および相応の延滞利息を支払う必要がある⁶。また、一定件数ないし一定期間継続して不正が行われるケースもあろう。この場合、税金の延滞利息は一日につき滞納金額の0.05%で加算されるため、仮に5年ほど経過した場合、その額はおよそ倍にまで膨れ上がる。この際、現地法人のキャッシュフロー上で当該金額を支払うだけの資金力を有さない場合、増資を含め本社からの資金援助を検討しなければならない事態に陥る。

(3) 刑事リスク

中国における現行刑法に基づくと、国家公務員またはその親族宛てに贈賄行為を実行した場合、情状に応じて法人も処罰の対象となり得る。対象となる贈賄金額は20万元と日常において直ちに問題となるような額ではないが、贈賄元が得られる利益について、これを総合して処罰の対象とされることも皆無ではない。また、金額は累計となるため、一定期間継続して利益を供与した場合、一回毎の金額は小さくとも、トータルすれば基準を満たしてしまう可能性がある。

ご注意いただきたいのは、交際費や接待・贈答行為に関する社内稟議が回付されてきた場合に、気に留めず押印した場合であっても、押印者が贈賄行為の決裁者となってしまうことがあるとの点である。法人が犯罪行為を実行した場合、当該犯罪行為の実行を決定した責任者（決裁者）および自ら実行した者が同時に刑罰を受けることとなる⁷。

なお、諸制度に基づく社内管理を徹底できず、製造した製品に安全問題が生じ、または消防・爆発・環境・人員の死傷といった問題が発生した場合においても、現地法人の最高責任者が刑事罰を受けた事例がある。刑事責任が問われる事例では、通常、会社への罰金と合わせて個人への実刑という「双罰制」が採用されるため、会社と管理者個人の両方にとってもリスクがあると言えよう。

(4) 善管注意義務違反に関する賠償リスク

日本の会社法⁸と同様、中国の会社法上でも高級管理職については善管注意義務が規定されている。この善管注意義務の不履行が問われる典型事例として、①会社定款に反し、株主または董事会による同意を得ずに、会社の資金を他人に貸与し、または会社の資産を他人への担保に用いる、②会社の資金を流用する、といったケースがあげられる。

⁵ 連結子会社に内部統制上の不祥事が発生した場合、親会社の株価と業績まで影響が及ぶ事例も少ないとは言えず、グループ企業全体が受ける影響は甚大である。

⁶ 横領された資産は実質、横領者の個人収入に該当するため、会社側による個人所得税の源泉徴収不足などの問題もある。

⁷ 過去には責任者として刑事責任を追及された外国籍の管理者もいる。

⁸ 日本の会社法の場合、取締役は会社に対して「善良な管理者の注意」をもって職務を行う義務（善管注意義務）を負っているとされる（会社法330条、民法644条）。

例えば、日中合弁会社における日本側選任の董事兼総経理が、会社定款を理解せず、ビジネスチャンス獲得の功を焦り、株主会や董事会からの了承を待たずに会社の資金を取引先に貸与し、最終的にこれを回収できなかったといったケースでは、合弁相手が会社を代表して、当該董事兼総経理個人に対して賠償責任を追及した例がある。

上記整理したリスクは、不正行為や内部統制問題に関わる一部のリスクに過ぎず、実務上では一つの不正問題から、芋づる式に多数の派生問題が発見されるケースが多い。こうなった場合、想定以上の損害が会社と現地子会社管理者個人に及ぶこととなろう。本稿の読者の中には、本社から派遣され、現地法人の責任者をお務めの方もいらっしゃると思う。自身の身を守るという意味でも、内部統制問題の重要性について、ぜひご理解をいただきたい。

2. 購買業務

以下では各論として、不正が生じやすい部署、状況毎に整理、検討していきたい。

まず購買部門は、不正が生じやすい、いわゆる「ハイ・リスク・エリア」である。購買とは外部ベンダーからの商品またはサービスの仕入れ、一定の対価の支払いを決定できる部署を指すものであり、必ずしも会社の購買部という狭義的な対象を指すものではない。例えば、会社の総務部であっても、外部から備品調達や改修・増設工事の発注、会議や社内旅行の開催などの業務を担い、費用の支払いが発生する。そして、営業部についても、外部代理店への業務支援金の支払い、イベント会社へのイベント開催費用の支払いなどについて、決裁権を持つケースがある。

また、機械設備の修理係や製造段階に発生した不良品や廃材、廃棄物の処理を担当する部門も、外部からの備品と工具の調達や外部ベンダーの選定を担っている。物流部は、物流会社、通関業者と倉庫会社の起用について権限を有している。これらは全て、ここでいう「購買」に該当するものである⁹。

【事例1】

A社の総務部部長は、社内の機械設備の増設および配管の改修工事において、外部業者と結託し、本来の見積費用に20%を上乗せのうえ発注し、この上乗せ分20万円をキックバックとして外部業者より受け取ることを画策した。

社内の費用決裁申請の際には、総務部長はその他の工事会社から提出された見積書のコピーを偽造し（スキャナーとパソコンを用いて、過去に別件で見積書に押印された印鑑様式を本件見積書に貼り付けた）、決裁書に添付した。A社では過去に同業者に類似の業務を発注したことがあるものの、決裁書のフォーマットには、過去の発注内容と価格の実績について記入する欄はなく、最終決裁権を持つ日本人総経理は過去の実績も分からないまま、決裁書に押印した。

その後、匿名による内部通報により事実が明るみとなり、会社が調査を進めたものの、金銭受領行為の有無については業者からの協力が得られず、証拠も不十分であったため、総務部長については社内の異動をもって幕引きとなった。なお、高い代金を払って実施された工事であったが、2年も経たないうち、亀裂が目立つ状態となったようである¹⁰。

【分析】

購買段階においては、購買金額に応じて、複数の業者より相見積もりを取るべきとの認識は、日本と中国で共通している。しかし、中国が異なるのは、実際の作業において「細部」まで注意しなければ、リスクを見落としがちという点である。実は上記のようなケースは、一時期、日系

⁹ したがって、まずは社内において「購買行為」が存在する部署および購買内容の洗い出しが、制度作成の第一歩と言える。

¹⁰ キックバック分の金員を捻出するため、材料等を無断で安いものに変更されたためと推察される。

企業の中国子会社で頻発したことがある。相見積もりが実施されたにもかかわらず、なぜ機能しなかったかについて、ここで分析したい。

(1) サプライヤーリスト

相見積もりの結果は金額だけで決まるものではなく、供給される商品・提供されるサービスの品質はもちろん、実績と安定供給を維持できる一定の規模と資金力も考慮する要素となろう¹¹。したがって、多くの会社ではサプライヤーの総合条件を考慮のうえ、サプライヤーリストを設けて、当該リストに入っている複数のサプライヤーより相見積もりを取るという手法が用いられている。

ところが精査すると、サプライヤーリストそのものは初期に選定された二、三社のみの記載に留まり、その状態が十年以上放置されていた、といった状況が見受けられる。このような場合、せっかく設けたサプライヤーリストが、却ってサプライヤー間の競争を阻害する要因となってしまう、本末転倒の結果となる¹²。

不正が介在しやすい属人的な判断を排除すべく、サプライヤーリストの導入は有効である。ただし、これを機能させるためにも、リストに入れる候補先の条件や調査、評価作業については可能な限り制度化、明文化しておくことが望まれる。また、一定の期間毎にリスト内外のサプライヤーに対する再調査を実施し、当該リストをブラッシュアップしていくことも重要である。

(2) 相見積もりの書類

相見積もりを取る場合、見積発行者の社印が押印された正式な見積書の原本を添付し、社内での決裁に回覧すべきと思われる。効率を優先し、E-mail やファックスによる提出を認める場合もあると思われるが、偽造と改ざんといった社内担当者による不正を防ぐため、選定後であっても原本が提出されるべきであろう。

実務では、見積書のコピーの添付さえ要件とせず、決裁申請書に相見積もりにより得られた業者による提示価格のみ記載するようなケースも見受けられるが、これでは不正を自ら招くようなものである。

もちろん、見積もり参加企業から必ず押印済の見積書の原本を取得できるとは限らない。特に、発注額が比較的小さい場合、または見積もり参加企業の方が市場において優越的地位に立つような場合である。このような現実に鑑み、せめて発注や購買といった業務の内容、金額などに応じて、「E-mail での見積提出可」または「見積書原本の提出必須」と、一定の区別を設けるのはいかがだろうか。この他、E-mail での見積送付を認める場合には、送付先として購買担当者のほか、購買部の責任者またはその上長まで、同時に送付するよう求めることも、不正を防ぐために有効であろう。

この他、一般的な備品や市販製品を調達する場合には、ネットショッピングでのリサーチも有効であろう。中国では EC サイトが発達しており、所謂「一般的な市販価格」を簡単に調査することができる。外部調達するものによっては、T-mall (天猫) や京東などの EC サイトのスクリーンショットを、「一般市販価格」裏付け資料として添付させるのも有効である。

物的(資料)面の整備と同時に、心理的な影響もケアしていく必要がある。最終決裁者として、部下より提出された決裁申請に対して、どの程度突っ込んでヒヤリングのうえ、最終判断を行っておられるだろうか。「どうせ詳しく聞かれないから、大丈夫」と申請者に高をくくられてはいないだろうか。もちろん、全ての決裁申請を精査することは、時間が限られる管理者には難しい課題であろう。しかし、金額の大小や時期、決裁件数に応じて、不定期に(抜き打ち的に)見積を

¹¹ その意味で、相見積もりを取る際には、事前にある程度の選別を行ったうえで、参加業者を確定すべきであろう。

¹² ある意味で、サプライヤーリストの作成と更新は、相見積もりを機能させるためのコアな作業と言っても過言ではない。

取った経緯および価格の合理性などを担当者に細かくヒヤリングを行い、場合によっては改善を指示することは、管理者のスタンスを示すうえでも、大変重要なことと思われる。

(3) 決裁申請書

社内で使用される決裁申請書の様式も、一般の認識以上に重要である。例えば、過去の類似または同一商品を調達した時の調達価格¹³を記載させることにより、価額変動の有無を一覧で確認することができ、変動があった場合にはその理由を、担当者までヒヤリングすることができるようにすれば、更に機能的な運用が可能となる。

また、最終決裁者（通常、総経理または副総経理クラス）による承認さえ得られれば、申請者や一次決裁者の責任が免除される、といった事態が発生しないよう、制度上での工夫も必要である。

決裁申請者（起案者）の役割は、サプライヤーとの連絡、初歩的な評価、見積の取得、関係内容の整理と事実の報告であり、一次決裁者の役割は、決裁申請者の作業を監督し、決裁申請の一連の活動と報告内容の「正確さ」をレビューし、確認するところにある。これに対し、最終決裁者の役割は、あくまで決裁申請者と一次決裁者の作業をベースに、選定先を最終判断（場合には資料の補足や追加調査への命令などを含む）することに限られる。したがって、購買制度や社内決裁制度において、各ポジションに付く担当者の責任を明確に定めておけば、たとえ虚偽による報告などにに基づき、総経理が最終的な決定を下した場合であっても、依然として決裁申請者や一次決裁者自身の業務上の責任を追及することが可能となる。このことは、決裁申請者や一時決裁者による不正を自重させるための抑止力としても機能しよう。

決裁申請書や社内稟議書には、決裁申請部署のほか、合議先として法務部や製造部、財務部などの部署からの意見欄が含まれる場合がある。特に少量の購買業務の場合、サプライヤーの選定と売買契約の内容を、一括で決裁を取るケースが多い。このような場合において、合議先としての部署を含むべきかへの判断を、決裁申請者に任している状況が見受けられる。すなわち、外部購買業務の内容が千差万別であるため、起案元の部署は確定されていても、詳しい合議先とさせるべき部署まで細かく定められていない、ということである。

しかしながら、決裁申請書は Excel 方式などの電子版で各部署に配布されるため、合議先の確定について決裁申請者に一任されると、合議先を意図的に省略・排除されることがあり、結果として不正問題の温床となる場合がある。よって、部門間の牽制関係を反映させ、社内におけるリスクヘッジを機能させるためにも、ルール化されることが望ましい。

まとめると、購買業務の内容を整理のうえ、詳細な決裁規定と関係書類の作成が重要というところである。

【事例 2】

B 社の規模はさほど大きくなく、製造部には①製造機能、②購買機能、③入荷と出荷管理という複数の機能を持たせている。そのうち、②と③は業務手配上では異なる担当者が担当する仕組みであるが、現場の人手不足から、実際は同一人物が担当していることが殆どであった。社内では関連する内部統制制度が欠如していたため、数年間の間、担当者は以下の行為を行っていた。

- (1) 製造計画を上回る購買計画を作り、原材料と部品を仕入れた。
- (2) 親族の名義で設立し、実際は自身が経営している「トンネル会社」を購買先とし、原材料と部品を調達した。

¹³ 仮に過去の調達価格について虚偽の報告を行った場合、その事実は社内の調査を通して容易に判断可能なため、担当者への責任追及が可能となる。

(3) (2) の会社より仕入れたものの一部は、發票のみ発行し、実際には納品・入庫をしていなかった。

(4) その他の仕入先より多額なバックマーゲンを得ていた。

特に上記(3)の問題は日ごとに深刻さを増し、製造段階における資材の消耗率が正常値を上回る事象が発生していた。一方、以前から長期にわたり、倉庫から製造ラインに原材料や資材を移す際の台帳には、倉庫管理者の一方的な押印しかなく、受領側の押印は実施されていなかったため、台帳に基づく製造側と倉庫管理側の相互照合も困難な状況であった。

以上から、同資材についてはそもそもの入庫・出庫があったのか、もしくは製造段階で紛失したのかすら判断がつかず、製造側と倉庫管理側は責任を押し付け合うばかりで、現地法人管理者からしても判断が下せない状況に陥った。

【分析】

内部統制制度の確立と実施にあたっては、異なるポジション間による相互牽制を通じて不正の発生を回避することが重要であり、権限分掌はそのためのポイントの一つである。すなわち、製造段階でいえば、①需要の提起者、②購買の起案者、③購買先の最終決定者、④購買調達品の出入庫管理者を、それぞれ異なる人員が担当する必要がある。仮に、この過程を同一人物が担当した場合、不正リスクは一気に増大する。本件におけるB社でも、人事手配上では異なる人物が担当することとなっているが、実際の状況は規定と異なっており、これを放置したことが、最終的には不正を許す結果に繋がったと言えよう。

中国では、不正問題発生後の証拠集めは非常に難しく、不正を未然に防ぐという意味では、強固な制度設計と末端実務まで遵守を徹底する必要性が日本以上にある。これらが機能していれば、本件B社においても、上記事例の発生前に少なくとも、以下の作業を通して、端緒を掴むことができたのではないだろうか。

- (1) 正常な消耗率に照らし、製造計画と仕入量との関係について、社内部門毎に検証。
- (2) 第三者による実地棚卸の実施と、その頻度の向上。
- (3) 特定の購買先から毎月発行される發票の番号確認。¹⁴
- (4) 重要な購買先については、外部専門機関へ調査を委託。
- (5) 出庫台帳において、資材受領のたびに、受領側と倉庫管理側の押印を求める。

購買段階における不正行為は、最も発生しやすい事例の一つと言っても過言ではない。権限分掌やローテーションについては日本でもよく議論されるが、中国現地法人に同制度を導入する場合、中国の実情に照らし、細部まで調整する必要がある。上記事例のA社およびB社も、一定の内部統制制度は設けられていたものの、細部への配慮が足りず、または中国の特別な状況への認識が不足していたことにより、制度の効果は相当に限定されたものとなってしまっている。

なお、本件に限ったことではないが、中国では、担当者へ不正の責任追及を行った場合でも、これを不服として労働争議まで発展するケースが少なくない。この場合、会社側として「証拠があるか」、「処罰は正当であるか」を立証すべき事となる。

例えば、決裁書に本人の「署名」はなく、会社が作成した個人印のみが押されている場合、どうだろうか。この場合、当該個人印を使用できるのが本人だけなのかを巡って、争いが発生することとなる。このような場合に備えて、個人印を引き渡した際に、当該印鑑の受領事実と印鑑に対する個人の管理責任について確認書を作成し、印鑑受領者からの署名を得ていれば、印鑑使用の「唯一性」の主張は容易となる。

¹⁴ B社のケースでは發票の番号が連続しており、そこから「他社への販売行為が一切ない」ことが推察された。財務部門より適切なチェックと報告が行われていれば、早期に問題を把握できた可能性がある。

不正の確証がない、または不十分であるにも関わらず社内の配置転換を実施した場合、本人との労働契約において約定された内容と抵触する可能性がある。例えば、労働契約書上では所属部門として「購買部」という限定的な内容となっていた場合、その他の部署への異動を一方向的に強制すれば、却って当局に「労働契約違反行為」と認定されるリスクが生じる。

この問題を避けるため、社内において不正リスクを拭いきれないポジションについてはローテーション制度を設け、担当する従業員からも本人による同制度について同意する旨の署名を事前に取得することが望ましい。また、本人との労働契約においても所属部署やポジションをより広範に記載するなどして、(事後ではなく)事前に人事辞令に任期を記載し、本人からの署名を取得するなどの方法も検討に値しよう。

3. 人事業務

人事部は内部統制問題が発生するリスクは低いと思われがちであるが、必ずしもそうではない。

【事例 3】

C 社は生活用品の製造と販売事業に従事する会社として、工場および各地に分散する販売店(従業員の多数はアルバイトとなる)を有し、総従業員の数は 300 名を超える。業務上の特性により、販売員の流動性は比較的高く、給与計算は以下のプロセスに基づき、工場に配置された本部の人事部が担当していた。

[給与計算プロセス]

- ①各拠点の店長から従業員名、入社日、給与水準、勤務時間、本人個人口座の番号などの情報を、本部の人事担当者まで送付。
- ②本部の人事担当者が同情報を集計のうえ、賃金の支払い明細表を作成し、上長に提出。
- ③上長は確認後、財務部に送付し、財務部から振り込みを実施。

一方、人事部担当者は長年の業務において、以下の行為を行っていた。

- (1) 賃金の高い一部高級管理職への支払額を勝手に減額し、減額した金額分を特定の従業員や外部第三者(本人の親族など)宛に振り込ませた。前者については、余分に支払った収入を当該従業員と山分けし、後者については実質、人事担当者個人の収入とした。
- (2) 各拠点の店長と結託し、既に退職した従業員について適切な退職手続きを行わず、在職を装って引き続き給与の振込を行い、振り込んだ金員を本人、店長、人事担当者の 3 人で山分けした。

【分析】

本件で、上記のような不正行為が長年にわたって発覚しなかった原因は、主に以下の 5 つにある。

- (1) 同社では人事 ERP システムは未導入であり、人事管理システムに基づく給与支払いは実施されておらず、①300 人規模の支払いシート (EXCEL 表) に記載された支払先は、全て労働契約を有する従業員か否か、②支払いシートに記載された従業員が実際に在職しているか否かについて、短期間のサンプリングチェックでは見抜くことが大変困難であった。
- (2) 人事担当者が作成し、上長の確認に回された賃金支払いシートは、確認の後、(上長からではなく)人事担当者から財務部へ E-mail で送付されることとなっていた。そして、財務部に振込を依頼する際にも、上長を CC に入れておらず、また CC に入れたとしても、総額は申請された金額と同一であるため、ある特定の支払い先の情報だけを置き換えられても、上長において不正に気付くのはほぼ不可能であった。

- (3) 財務部としても、賃金の支払先と従業員名簿の照らし合わせまでは、できていなかった。
- (4) 高級管理職において、賃金の支払い金額の正確さ、一部未払いの有無についてまで確認することは難しい状況にあった。
- (5) 各拠点にはアルバイト社員も多数採用されており、人材の流動性が高く、人事採用情報がリアルタイムに本部の人事部まで共有されておらず、本社人事部が管理している社員名簿と実際の給与支払先との間にも不一致があった。

上記分析内容に基づくと、人事部においても賃金の支払い段階において、不正行為が発生するリスクが高いことが分かる。日常管理において、上長による確認の徹底も困難であることも事実であろう。そのため、ここではまずは「リスクに対する認識」をすべきであった。

末端拠点、本社人事部、本社財務部との間のリアルタイムの情報共有を実現させるためには、人事 ERP システムの導入は問題解決の手段の一つとなろう。また、システム導入を含むインフラ整備が完了できていない期間中においては、せめて財務部に対し振込依頼メールを送付する際、人事担当者からの再送ではなく、上長やチェッカーから直接送らせるべきであろう。また、従業員に対しては、一定期間毎に賃金明細を交付し、本人により入金金額との照合を行わせることも、有効手段の一つと言えよう。

4. 宣伝業務

【事例 4】

ここまで述べてきた「従業員による不正な金員の取得行為」とはやや毛色が異なるが、やはり内部統制不足の問題として、以下の事例もここで紹介しておきたい。

D 社は食品を製造する会社として、ここ数ヶ月、政府当局および外部第三者より以下の行政処罰とクレームを相次いで受けた。

- (1) (当地市場管理監督局) D 社の公式ウェブサイトでは、「当社商品の使用する原材料はすべて輸入した原材料」であると宣伝していたものの、実際は原材料の一部が国産品であり、虚偽の宣伝として 30 万円の罰金が科せられた。
- (2) (当地市場管理監督局) 同公式ウェブサイト上では、「トップクラス」(中文:「最高級」)「第一位」といった断定的な表現を用いており、広告法違反として 20 万円の罰金が科された。
- (3) (外部第三者) 同社のウェブサイトおよび WeChat (微信) の公式アカウント上で使用された写真は、他社が著作権を有する写真であった。権利者からのライセンスを有せずに、勝手に使用したことを理由に、2 万円の損害賠償を求められた。
- (4) (外部第三者) 同社の商品開発部門が使用する成分分析用のソフトウェアはノンライセンスの海賊版であり、権利者より 50 万円の損害賠償を求められた。

上記連絡を受けた D 社は直ちに自社内で調査を行った。その結果、以下の経緯と事実が判明した。

- (1) (2) : 同社のウェブサイトの設計は数年前に外部第三者に委託したものであるが、正式開通後のメンテナンスと更新作業は同社市場部が担当していた。市場部の担当者は宣伝効果を高めるために、自分の判断で商品の案内文書を作成し、ウェブサイトアップロードしたが、内容の妥当性について、法務部による確認を得ていなかった。社内決裁規定で、ウェブサイトの内容と更新について、法務部への合議や上長による決裁が求められていなかったからである。
- (3) : 市場部の担当者がネット上で公開されている画像サイトより勝手にダウンロードし、ウェブサイトの更新時に使用していたものであった。

(4) : 数年前に同ソフトウェアの正規版を購入し、ライセンスも取得していたが、購入したバージョンが「スタンダード版」であったため、機能には一定の制限があった。同社開発部所属の従業員がたまたまネット上で「プロフェッショナル版」の ID とパスワードを入手したところ、「正規版がインストールされているから、ID の入れ替えとバージョンアップだけでは、権利侵害にはならない」と勝手に判断し、プロフェッショナル版へのバージョンアップを実行のうえ、使用していた。

なお、(1) については、労働関係を巡り会社と紛争状態にある市場部の元従業員からの通報、(2) はライバル会社からの密告、(3) は同画像公開サイトを運営している業者が作った「罨¹⁵」、(4) は「バージョンアップ」後のアクティベーションにより発覚したことが分かった。

【分析】

本事例では、社内の規定類において必要な内容が不足していること、担当者のコンプライアンス意識が低いこと、といった問題が明らかとなっている。そして、残念ながらこのような事例は、日系企業の現地子会社においても、ままたま見られる問題点である。よくある事例としては、以下のようなものがある。

- ① 広告宣伝に関わる社内規定は作成されたものの、ウェブサイトと WeChat アカウントを立ち上げた後に、これらの媒体における宣伝活動も同規定の適用範囲に組み入れられるよう、速やかな規定内容の見直しが実施されていない。ウェブサイトと WeChat アカウントでのプレスリリースと内容更新は「盲点」として、放置されている。
- ② 社内教育活動（勉強会）は定期的実施されているが、業務フローやドキュメンテーション管理、品質管理といった業務系ないし管理系の内容が殆どであり、法律の基礎知識、日常におけるコンプライアンス上の注意事項などについては、社内教育が実施されていない。
- ③ 宣伝資料には多少の虚偽内容（大げさな表現。例えば、原材料は全て輸入品と称するなど）が含まれても、当局に発覚する可能性は極めて低いと勝手に思い込んでいる。
- ④ 労働争議に起因する内部告発の可能性を全く考慮していない。

本事例が示すのは、内部統制制度は、組織の業務の適正を確保するために構築されるシステム（制度）であり、その目的は単に不正行為の防止に留まらず会社全体のリスクヘッジにある、ということである。

第四. まとめ

本稿では複数の事例を挙げながら、日系企業の中国子会社における内部統制体制の構築に関する重要性和構築時の注意事項を整理した。総じてみれば、中国における内部統制の体制づくりには、現地の状況に対する深い理解を踏まえたうえでの実施を要し、海外にあって日本社会に存在する「常識」「社会通念」が通用しない以上、制度を設定・実施していく際に、日本本社で適用されているもの以上の「精度」と「厳格さ」が求められる。

また中国においては、人員の流動や市場の変化など、周辺環境の変化も激しいため、一度制度を立ち上げたからといっても安心できず、継続したレビューと見直しが日本以上に必要である。

内部統制の概念をめぐって、日本では粉飾決算を防ぐ会計上の 이슈が中心に議論されているが、中国では不正行為の防止や会社全体のリスクヘッジといったより広い概念となる特徴を有している。一方で、制度の立ち上げとレビューには専門的な知識と当地の状況に対する把握が必要なた

¹⁵ ネット上で画像等を公開しているものの、サイト上の注意書きには小さく「商用利用は禁止」と表示。これらを意図的に配布し、専用ソフトウェアで利用状況をリサーチ。商用利用が認められた場合、使用料を求めるというビジネスモデルである。

め、情報と人材の面で限定のある日本本社が単独でこれを全うできるとは、考えにくい。かといって、現地法人に当該作業を任せただけの場合、「手足を縛られたくない」との思考を持つ現地法人従業員がいた場合、作業はうまく進まず、結局枠だけの設定に留まり、末端実務では全く徹底されていないとの状況が発生しやすい。

本稿で取り上げた事例だけ見ても、「権力を持てば、その大小を問わず不正が発生する可能性がある」「権力を持たなくとも、会社にリスクをもたらす行為は起こり得る」との二点を、ご理解いただけるだろう。

親子会社間、中国子会社内部の信頼関係が築き上げられない限り、モチベーションは上がりにくい、心の信頼と属人的な信頼だけに頼ると、かえって不正が起こりやすく、信頼関係が崩れやすいというジレンマに陥る。この状況を解決していくには、『人に対する信頼』から、『制度に対する信頼』に、移行していくべきである。信頼している人には管理を緩め、信頼していない人には管理を厳しくするといった属人的な管理手法は、却って信頼している人間による不正を招きやすく、信頼されない人物のモチベーションを奪う。したがって、制度そのものを立ち上げ、その実施を通し、信頼しているか否かと関わりなく、一律平等に実施しているとの主張ができて初めて、この問題は解決されると考える。

当事務所が受託する日系企業の中国現地法人に対する内部統制面の制度作成業務および監査業務、また本社連動型の内部通報窓口業務は、ここ数年急速に増加している。その背景には、本社サイドにおける内部統制制度の導入と深化に伴う「本社プッシュ型管理」の整備が背景にあると思われる。他方、こうした本社主導による制度の整備とは別に、現地法人における内部統制問題に関わる事後処理へのサポート案件も増えている。したがって、現在は問題の発生防止と制度の徹底という過渡期にあるものと思われる。

「制度は経営者と管理者を助けるものであり、手足を縛るものではない」、「制度は会社全体のリスクヘッジのために存在し、特定の人物を苦しめるために作られるものではない（また、そのような目的で作られるべきではない）」、「一部の業務効率の低下を招いたとしても、最終的には会社全体の利益を守ることができる」との共通認識を、制度導入時の推進者と制度適用の対象者との間で、予め持っていただくことが、内部統制制度の確立と運用に当たって大変重要と言える。

(執筆者連絡先)

北京立動法律事務所 (<https://www.ridra-law.com/>)

章啓龍

北京市朝陽区霄雲路 36 号 国航ビル 2106 号室

E-Mail : zhangqilong@ridra-law.com

TEL : 86-10-6468-5598



急成長する中国ユニコーン企業の動向 ～成長の背景と業界分布に注目

MUFG バンク (中国)
 リサーチ&アドバイザリー部
 中国調査室 孫 元捷

近年、成功したベンチャー企業の象徴として、ユニコーン企業が新規事業の創出を図る地方政府や起業家、投資家に注目されている。「ユニコーン企業」という言葉は、米国のベンチャーキャピタルの一つである Cowboy Ventures の創業者 Aileen Lee 氏が 2013 年に使い始めたと言われており、希少な存在、発展スピードが速い、投資家に巨額の利益をもたらすといった属性を持つベンチャー企業のこと。評価基準としては、創業期間は 10 年以内、評価額が 10 億ドル以上の未上場のスタートアップ企業を指す。ユニコーン企業は新経済（ニューエコノミー）の発展方向、将来の趨勢を示しており、中でも文化・娯楽・メディア、自動車・交通、電子商取引（EC）、フィンテック、医療・健康などの分野に集中している。

I. 世界におけるユニコーン企業

中国は米国に次ぐ世界第 2 位

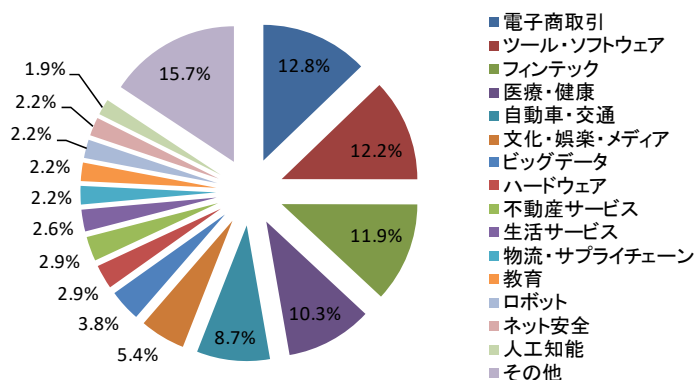
米国調査会社 CB Insight の統計によると、2018 年 12 月時点、世界全体で 313 社のユニコーン企業が存在する。上位 5 ヶ国の順位は 2017 年と変わらず、米国 (151 社)、中国 (香港を含む、88 社)、イギリス (15 社)、インド (14 社)、韓国 (7 社) となっており、米国と中国は合計で全体の 76.3% を占めている。

2018 年の世界における評価額 100 億ドル以上のスーパーユニコーン企業は 22 社、そのうち、アリババの金融関連会社の蚂蚁金服（アント・ファイナンシャル）は 1,500 億ドルで首位にある。米国と中国はそれぞれ 12 社と 7 社で、全体の 86.4% を占めており、イギリス、インド、シンガポールはそれぞれ 1 社がランクインした。

2013 年以降に新しく生まれたユニコーン企業数をみると、中米両国が全体の 7 割以上を占めている。投融资活動の活発化により、2015 年と 2017 年に生まれたユニコーン企業は 66 社と 65 社で最も多い。2018 年の米国と中国の新生ユニコーン企業数は 53 社と 32 社、全体に占める割合は 47.4% と 28.6% で、中国の新生企業数の伸び率と割合はともに米国を下回った。金融市場のデレバレッジと監督管理強化を背景に、融資環境が従前より厳しくなり、投資家は新興企業の将来の不確定性を懸念し、成熟した大手企業に投資する傾向にあり、ユニコーン企業の誕生を抑制した。

国別の平均評価額をみると、中国のユニコーン企業の平均評価額は 59.6 億ドルと最も高く、他国の約 2 倍となる。世界の平均

【図表 1】世界におけるユニコーン企業の業界分布



(出所)CB InsightのデータよりMUFG/バンク(中国)中国調査室作成

¹ 当期ユニコーン企業数=前期企業数+新生企業数-上場、合併・買収企業数。新生企業数は必ずしも前期比増加した企業数に等しくない。

評価額は 40.3 億ドルで、韓国と米国が 2 位と 3 位につけた。韓国の平均評価額は 29.5 億ドルから 39.3 億ドルに増加したが、インドの平均評価額は前年の 39.4 億ドルから 27.9 億ドルに減少した。

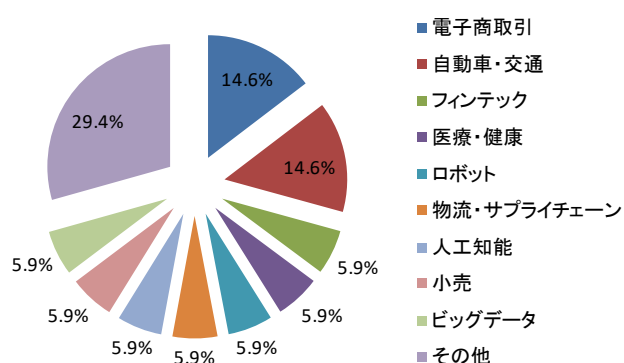
ハイテク企業の割合が上昇

業種別にみると、インターネット、ハイエンド製造、ハイテク産業のユニコーン企業が最も多い。トップ 3 は順に EC、ツール・ソフトウェア、フィンテックで、それぞれ 40 社、38 社、37 社となっている (図表 1)。トップ 3 の順位は前年と変わらないが、全体に占める割合は 10 ポイント低下した。

2018 年、世界における新生ユニコーン企業のうち、新エネルギー自動車、人工知能 (AI) チップ、ロボット、ビッグデータ、コンピュータービジョン、クラウドコンピューティングなどを含むハイエンド製造・ハイテク企業は計 28 社で、2017 年より 9 社増加した。28 社のうち、中国は 8 社で、AI、ロボット、新エネルギー自動車とビッグデータに集中する。米国は全体の半分を占める 14 社で、上記業種のほか、バイオ製薬、3D プリンター、DevOps (ソフトウェア開発手法の一つで、開発部門と運用部門が連携してシステム開発を行う) が含まれる (図表 2、3)。

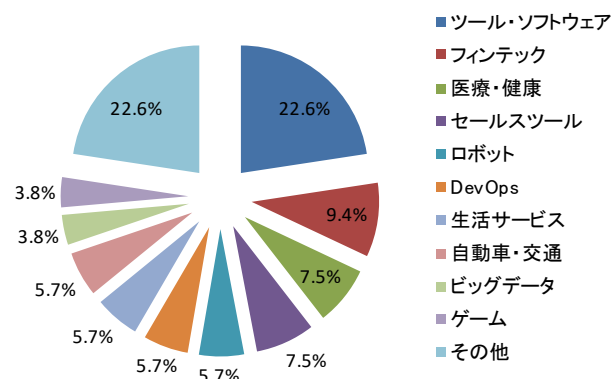
米国と中国のユニコーン企業構成の違いをみると、米国は企業向けサービス (ビッグデータ、企業ソフトウェア、データ分析プラットフォームなど)、金融、医療・健康といった分野に集中し、技術駆動型企業を主としているのに対し、中国は文化・娯楽・メディア、電子商取引、金融などの B2C (企業と個人間の取引) 分野に集中し、インターネット型企業を主としている。

【図表 2】中国の新生ユニコーン企業の業界分布



(出所) CB Insight のデータより MUFG/バンク (中国) 中国調査室作成

【図表 3】米国の新生ユニコーン企業の業界分布



(出所) CB Insight のデータより MUFG/バンク (中国) 中国調査室作成

II. 中国におけるユニコーン企業

中国科学技術部によるユニコーン企業の定義は、以下 4 つの条件を満たす企業とされている。①中国国内で登録、法人資格を有する、②設立から 10 年未満、③プライベートエクイティ (PE) ファンドからの資金調達を行い且つ未上場、④評価額が 10 億ドル以上。これに基づき、恒大研究院は胡潤研究院、IT 桔子 (itjuzi.com)、CB Insight、Pitch Book などの統計を結合してランキングを発表し、設立期間によってユニコーン企業を広義と狭義に分け、設立期間に制限がないのを広義、設立から 10 年未満を狭義としている。

2018 年 12 月時点で中国における広義のユニコーン企業は 161 社、15 都市の 14 業種に分布し、評価額は全体で 7,134.9 億ドルに達し、うち狭義のユニコーン企業は 137 社、評価額は全体で 6,524.9 億ドルに達している。そのうち、スーパーユニコーン企業は 10 社、新生ユニコーン企業は 54 社となった。中国独自調査のユニコーン企業数が国際調査会社より大幅に増えたのは、一部上場企業の独立採算の関連会社を数え入れたことや、ベンチャーキャピタル (VC) からの資金調達をより細かく把握できたことなどの背景があると考えられる。

地域分布：北京が首位

地域別にみると、北京、上海、杭州、深圳 4 都市におけるユニコーン企業数が全体の 85.7%、評価額は全体の 94.5%を占めている。経済発達度、製造業成熟度、人材の質、政策優遇、インフラ整備等の面で、これらの都市は全国の先頭に立ち、ユニコーン企業の誕生を促進してきた。そのうち、北京は前年より 16 社増加の 74 社で全体の 46%を占めており、評価額は 2,979.4 億ドルと首位を保ち、上位 10 社企業の半分を占めている。これに次いで、上海は前年より 6 社増加の 34 社、評価額は 1,325.1 億ドル、杭州は同 2 社増の 16 社、評価額は 1,946.5 億ドル、深圳は同 4 社増の 14 社、評価額は 490 億ドルとなっている。また、南京、武漢、重慶、合肥、香港、青島、成都で生まれたユニコーン企業が増えており、中でも南京の新生ユニコーン企業は 5 社となった。イノベーションの活発化、政府による支援力の強さがユニコーン企業増加の原因だとみられる。

資本投資：AT2 社が牽引

ユニコーン企業の成長は投資機関からの資本支援が不可欠で、紅杉資本(セコイア・キャピタル)、IDG といったベンチャーキャピタルのほか、中国のインターネット大手 4 社 BATJ (百度、アリババ、テンセント、京東) はユニコーン企業の育成に力を入れている。インターネット大手企業は将来性がある市場で競争優位性を獲得するため、自社から分離・独立または戦略的投資を通じて、ユニコーン企業の成長を後押しする。ランキングからみると、約半分のユニコーン企業が BATJ から投資を受けたことがあり、評価額が高いほど大手企業の影響力も強くなり、上位 10 社はすべて大手企業と関わりがある。

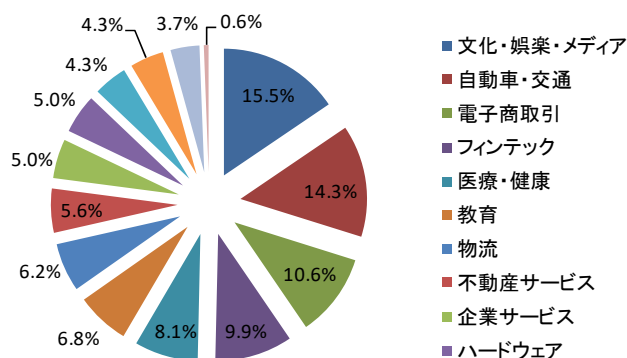
アリババと関連企業の世界における投資案件は 124 件、投資金額は 1,800 億元でトップを占め、投資業種のトップ 5 は企業サービス (19 件)、EC (17 件)、自動車・交通 (16 件)、金融 (15 件)、AI (10 件)。テンセントと関連企業の世界における投資案件は 132 件、投資金額は 900 億元で、投資業種のトップ 5 は文化・娯楽・メディア (42 件)、企業サービス (20 件)、ゲーム (18 件)、自動車・交通 (12 件)、金融 (10 件)。京東の投資案件は 50 件、投資金額は 200 億元で、投資業種のトップ 4 は企業サービス (13 件)、EC (7 件)、金融 (6 件)、物流 (3 件) である。

2018 年、テンセントが投資したユニコーン企業は前年と横ばいの 30 社で 2 位を占め、小紅書(EC)、車好多 (自動車・交通)、快手 (ショート動画)、猿輔導 (教育) が挙げられる。アリババが投資したユニコーン企業は 17 社で 4 位を占め、今日頭条 (文化・娯楽・メディア)、小豬短租 (賃貸)、暁視科技 (AI)、商湯科技 (AI) が挙げられる。

業界分布：インターネットとハイテクに集中

イノベーション形態別にユニコーン企業はプラットフォーム・エコシステム型と技術駆動型に分けられる。プラットフォーム・エコシステム型はインターネットに基づきプラットフォームを構築し、直接実体経営に携わらず、第三者として実体企業と消費者を結び付け、プラットフォームによってシェアリングを実現する。業種別にみると、文化・娯楽・メディア、自動車・交通、EC 分野のユニコーン企業がそれぞれ 25 社、23 社、17 社でトップ 3 を占め、同 3 業界の代表企業として今日頭条 (750 億ドル)、滴滴出行 (450 億ドル)、小紅書 (30 億ドル) が挙げられる (図表 4)。

【図表4】中国におけるユニコーン企業の業界分布



(出所) 恒大研究院のレポートより MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

技術駆動型はビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI、ブロックチェーンなどの先端技術を推進力とし、代表企業はハイエンド製造業に集中し、持続的なイノベーションを通じて業界変革を牽引する。代表企業として、フレキシブルディスプレイを研究開発する柔宇科技、AIを研究開発する商湯科技と暁視科技、ロボットを研究開発する優必選が挙げられる。

北京のユニコーン企業は文化・娯楽・メディア、ビッグデータ、AI分野、上海と杭州のユニコーン企業はインターネット金融、深圳のユニコーン企業は技術駆動型に集中する特徴がある。

プラットフォーム・エコシステム型と技術駆動型を結び合わせれば、より大きな役割を果たせる。評価額の変動をみると、螞蟻金服と今日頭条の増加額が750億ドルと450億ドルで最も高い。プラットフォームによって構築された大量の利用者および資本関係のほか、ビッグデータやAIなどの新興技術を運用することが競争優位を保つポイントと思われる。評価額増加額の上位10社は高い順に、螞蟻金服(750億ドル)、今日頭条(450億ドル)、餓了么・口碑(生活サービス、180億ドル)、陸金所(フィンテック、170億ドル)、京東数字科技(フィンテック、105億ドル)、車好多(自動車・交通、32億ドル)、微医集団(医療・健康、25億ドル)、京東物流(24億ドル)、商湯科技(20億ドル)、微衆銀行(フィンテック、19億ドル)で、その大半は技術力が高い。

株式上場：株価動向

2018年、中国のユニコーン企業19社は上場を果たし、過去最高を記録した(図表5)。上場前の評価額は10億ドルから460億ドルに亘り、上場した市場は香港証券取引所(8社)、ニューヨーク証券取引所(5社)、ナスダック(5社)、深圳証券取引所(1社)が含まれる。

一方、市場予想の不確実性、革新的なイノベーションの不足、収益モデルに疑問が残るほか、海外投資家と資本市場の中国の企業文化や運営モデルに対する理解不足を受け、7社の初値は公募価格を下回り、中でもビリビリ動画の株価は14.8%急落した。一方、5割以上の企業の時価総額は上場前評価額を上回り、中でも新興ECサイトの拼多多の時価総額は評価額の12倍となった(図表5)。

【図表5】上場したユニコーン企業19社の詳細

上場日	企業名	業種	上場市場	公募価格	初値騰落率	上場前評価額 (億ドル)	公募時価総額 (億ドル)	2018年12月31日 時価総額 (億ドル)
2018/3/28	哔哩哔哩	文化・娯楽・メディア	ナスダック	11.5ドル	-14.8%	10	32.0	40.6
2018/3/29	愛奇艺	文化・娯楽・メディア	ナスダック	18ドル	1.1%	80	127.0	107.6
2018/5/4	平安好医生	医療・健康	香港	54.8香港ドル	4.6%	30	74.6	37.6
2018/5/11	虎牙直播	文化・娯楽・メディア	ニューヨーク	12ドル	29.2%	15	30.0	31.5
2018/6/11	寧徳時代	自動車・交通	深圳	25.14元	44%	196	81.3	241.2
2018/6/27	優信二手车	自動車・交通	ナスダック	9ドル	15.5%	18	32.0	14.2
2018/6/29	有才天下獵聘	教育	香港	33香港ドル	-1.5%	12	21.4	18.9
2018/7/9	小米	ハードウェア	香港	17香港ドル	-2.4%	460	484.7	389.3
2018/7/12	齊屹科技	電子商取引	香港	4.85香港ドル	-4.3%	16	7.5	4.6
2018/7/13	51信用卡	フィンテック	香港	8.5香港ドル	3.1%	10	12.8	6.6
2018/7/26	拼多多	電子商取引	ナスダック	19ドル	39.5%	20	240.0	248.6
2018/9/12	蔚来汽車	自動車・交通	ニューヨーク	6.26ドル	-3.4%	50	63.1	64.9
2018/9/14	趣頭条	文化・娯楽・メディア	ナスダック	7ドル	28.7%	13	23.0	18.0
2018/9/20	美团点評	生活サービス	香港	69香港ドル	5.7%	300	483.0	307.5
2018/9/28	触宝科技	ツール・ソフトウェア	ニューヨーク	12ドル	-4.2%	15	7.8	5.3
2018/11/26	同程芸龍	旅行	香港	9.8香港ドル	10.0%	35	25.7	33.1
2018/11/27	宝宝樹	電子商取引	香港	6.8香港ドル	1.6%	15	14.5	14.8
2018/12/6	蘑菇街	電子商取引	ニューヨーク	14ドル	-12.5%	40	15.0	21.9
2018/12/12	騰訊音樂	文化・娯楽・メディア	ニューヨーク	13ドル	8.9%	230	212.7	216.2

(出所) 恒大研究院のレポートよりMUFGバンク(中国)中国調査室作成

Ⅲ. 中国ユニコーン企業の代表分野

文化・娯楽・メディア

2018年の文化・娯楽・メディアにおけるユニコーン企業は25社、評価額は全体で1,302.6億ドル、1社平均で52.1億ドルとなった。地域別にみると、北京が13社と半数以上を占めている(図表6)。文化・娯楽・メディアには、ゲーム、スポーツ、図書、映画・テレビ、演出・演劇、アニメ・漫画、レジャー・エンターテインメント、メディアなど様々なセクターが含まれている。インターネットと結び付いた新型文化・娯楽・メディア産業は新しい手段によってコンテンツやサービスを提供し、心理面での個人消費の重要な部分になりつつある。

【図表6】文化・娯楽・メディア業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 今日頭条	北京	2012.7	750	14 網易雲音楽	杭州	2013.4	10.6
2 快手	北京	2011.3	150	15 古北水鎮	北京	2011.11	10
3 喜馬拉雅FM	上海	2012.8	32	16 得到App	北京	2014.6	10
4 一下科技	北京	2011.8	30	17 米未伝媒	北京	2015.8	10
5 猫眼微影	北京	2017.9	30	18 太合音楽	北京	2014.8	10
6 斗魚TV	武漢	2014.1	25	19 客路旅行	香港	2014.5	10
7 知乎	北京	2011.1	25	20 脈脈	北京	2013.1	10
8 淘票票	杭州	2014.12	22	21 大地影院	広州	2006.1	30
9 蘇寧体育	南京	2016.5	20	22 燦星	深圳	2008.11	25
10 快看漫画	北京	2014.12	15	23 西山居	珠海	1995.5	15
11 界面	上海	2014.9	15	24 馬峰窩	北京	2007.11	10
12 途家網	北京	2011.12	15	25 蜻蛉FM	上海	2002.2	10
13 一点資訊	北京	2013.8	13				

自動車・交通

2018年の自動車・交通におけるユニコーン企業は23社、評価額は全体で953億ドル、1社平均で41.4億ドルとなった。地域別にみると、北京が10社と4割を占める(図表7)。内訳をみると、交通分野の評価額が最も高く、コネクテッドカー・ハードウェア分野の企業数が最も多いが、自動車EC、中古車、自動車サービス分野の企業数と評価額は低水準にある。

2018年末時点のネット配車に代表される移動・交通の利用者数は4.9億元に上り、2020年までに利用者数は6.2億人に拡大すると見込まれる。滴滴出行の市場シェアは9割以上と主導的な地位を占めている。また、2018年の中国のコネクテッドカー市場規模は167億ドルとなり、2025年までの市場規模は2,162億ドルに拡大し、世界の1/4を占め、スマート・コネクテッドカーは主流製品になると予測されている。

【図表7】自動車・交通業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 滴滴出行	北京	2012.7	450	13 愛馳汽車	上海	2016.10	16
2 車好多	北京	2012.9	66	14 曹操專車	杭州	2015.5	16
3 威馬汽車	上海	2012.5	50	15 途虎養車	上海	2011.1	14
4 小鵬汽車	広州	2015.1	37	16 ETPC停車	北京	2012.1	12
5 大搜車	杭州	2012.11	35	17 首汽約車	北京	2015.9	11
6 遊俠汽車	上海	2014.3	33.5	18 人人車	北京	2014.7	11
7 拜騰汽車	南京	2016.3	30	19 Momenta	北京	2016.7	10
8 奇点汽車	北京	2014.12	30	20 斑馬智行	上海	2015.11	10
9 智車優行	北京	2014.10	30	21 斑馬快跑	武漢	2015.4	10
10 哈啰出行	杭州	2016.3	23	22 巴魯圖汽配舖	広州	2013.9	10
11 車和家	北京	2015.4	20	23 時空電動	杭州	2013.9	10
12 電咖汽車	北京	2015.6	18.5				

電子商取引

2018年のEC分野のユニコーン企業は17社、評価額は全体で284億ドル、1社平均で16.7億ドルとなった。地域別にみると、北京の企業数と評価額が最も高い(図表8)。内訳をみると、生鮮食品分野の評価額と企業数が最も高く、2位以下は3C電子機器、越境EC、総合EC、コモディティ、ベビー・マタニティ、その他ECサービスなどが続いた。

2018年の中国のEC取引規模は前年比8.5%増の31兆6,300億元、うちネット小売額は同23.9%増の9兆100億元、越境EC小売輸出入額は同50%増の1,347億元、農村ECは同30.4%増の1兆3,700億元となった。生鮮食品のECは2014~2015年の高速成長を経て、2016年には業界再編を迎えており、多数の中小企業が倒産または買収されるとともに、アリババや京東といった大手企業が進出し、コールドチェーン物流やサプライチェーンの構築に取り組んでいる。

【図表8】電子商取引業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 小紅書	上海	2013.8	30	10 転転	北京	2013.10	10
2 美菜網	北京	2014.5	28	11 Jollychic	杭州	2012.12	10
3 中商惠民網	北京	2013.10	20	12 辣媽幫	深圳	2012.1	10
4 找鋼網	上海	2011.3	16	13 蜜芽寶貝	北京	2011.10	10
5 愛回收	上海	2011.4	15	14 卷皮網	武漢	2010.8	10
6 口袋購物	北京	2011.9	13	15 居然之家	北京	1999.2	57
7 貝貝網	杭州	2014.5	12	16 匯通達	南京	2008.1	10
8 中糧我買網	北京	2009.8	12	17 返利網	上海	2006.11	10
9 易久批	北京	2014.9	11				

金融

2018年の金融分野のユニコーン企業は16社、評価額は全体で2,380.6億ドル、1社平均で148.8億ドルとなった。地域別にみると、北京が7社で最も多く、評価額をみると、杭州が全体の63.4%を占めている(図表9)。

インターネット金融には、①銀行がインターネット技術を利用し、決済業務を拡大、②第三者決済機関およびネット金融プラットフォーム、③ネット貸借の3つのモデルがある。余額宝に代表されるマネー・マーケット・ファンド(MMF)とアリペイに代表される第三者決済は商業銀行の預金業務と決済業務に、ネット貸借は銀行カードローンにそれぞれ衝撃を与えた。

インターネット金融業界全体に対する規制強化を受け、P2Pネット融資プラットフォームは2018年6月の1,800社から2018年12月の1,029社に、貸出残高は1兆3,000億元から7,800億元に減少した。一方で、2018年は、ネット保険分野において、融資を獲得した企業数と資金調達額がいずれも増加している。

【図表9】フィンテック業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 螞蟻金服	杭州	2014.10	1,500	9 富途証券	深圳	2012.1	12
2 陸金所	上海	2011.9	380	10 老虎証券	北京	2014.6	10.6
3 京東数科	北京	2013.7	205	11 聯易融	深圳	2016.2	10
4 微衆銀行	深圳	2014.10	110	12 隨手記	深圳	2010.2	15
5 度小滿金融	北京	2016.4	29	13 挖財網	杭州	2009.11	13.8
6 網信理財	北京	2014.6	15	14 銀聯商務	上海	2002.1	12
7 正奇金融	合肥	2012.10	14	15 拉卡拉	北京	2005.10	10.6
8 易生金服	北京	2015.11	12	16 玖富	北京	2006.8	10

医療・健康

2018 年の医療・健康分野のユニコーン企業は 13 社、評価額は全体で 250.6 億ドル、1 社平均で 19.3 億ドルとなった。地域別にみると、北京と上海がそれぞれ 4 社で最も多い (図表 10)。内訳をみると、医療総合サービスの評価額が最も高く、バイオ技術・製薬の企業数が最も多いが、医療機械・ハードウェア、オンライン医療、医療情報化、医療サービス、健康・保険、専門サービスの企業数と評価額は低水準にある。

2018 年の中国の健康サービス産業規模は 7 兆 100 億元となり、「健康中国 2030 計画綱要」では、2020 年までに 8 兆元以上、2030 年までに 16 兆元に達する目標を掲げている。医療サービスニーズの高まりと高齢者人口の急増により、医薬産業と健康・介護産業は全体の 8 割以上を占めている (図表 10)。

今後の投資傾向としては、以下 5 つが挙げられる。①高齢者向けの不動産、サービス、金融・保険、日用品、娯楽および教育など人口高齢化による細分化市場、②美容整形、健康管理、リハビリテーションなどに特化した専門サービス、③スマート医療、DNA シークエンシングなど技術の高度化による産業高度化、④オンライン医療、医薬 EC など市場ニーズ変化および技術変革による従来型医療業界のモデル転換、⑤商業医療保険、ヘルスツーリズム、医療ツーリズムなど産業融合による投資機会。

【図表 10】医療・健康業界のユニコーン企業

企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)	企業名	所在地	設立	評価額(億ドル)
1 微医集団	杭州	2010.3	55	8 春雨医生	北京	2011.7	11
2 聯影医療	上海	2011.3	50	9 碳雲智能	深圳	2015.10	10
3 復宏漢霖	上海	2010.2	28	10 禾連健康	杭州	2014.12	10
4 新氣	北京	2013.8	15	11 医聯	成都	2014.6	10
5 明碼科技	上海	2015.6	12.6	12 杰華生物	青島	2008.3	16
6 諾禾致源	北京	2011.3	12	13 好大夫在線	北京	2006.10	10
7 天境生物	上海	2016.8	11				

中国のユニコーン企業が急成長した背景には、消費者需要の「モノ」から「体験・サービス」への移行、中国政府によるスタートアップ企業への支援、VC 機構とインターネット大手企業による活発な投資活動、アリババなど成功企業のモデル効果などが挙げられる。ユニコーン企業は業界イノベーションの象徴として、新技術・新産業・新ビジネスモデルの成長を促し、科学技術や産業変革において大きな役割を果たしている。

コア技術、明確なビジネスモデル、専門家集団は、ユニコーン企業が成功する 3 つの要因とみられる。2018 年の中国のユニコーン企業は誕生数や上場数で記録を更新したが、①インターネット型企業を主としており、技術力が相対的に低い、②利益を生み出すビジネスモデルの欠如により、持続的発展力が弱い、③業界分布とユニコーン企業生誕地に偏りがあるなどの問題が存在する。研究開発の強化、持続的な技術革新を通じて、企業運営の活性化、コア競争力の向上が求められる。

これまで中国企業の中には登記先が海外である企業が多く存在したが、有力企業の国内回帰を促すため、6 月 13 日、上海証券取引所にハイテク新興企業向け市場「科创板」が正式に開設され、7 月 22 日に取引開始した。米中貿易摩擦はハイテク分野に及び、中国企業のコア技術研究を促す契機となっており、国内のハイテク分野のスタートアップ企業の育成や資金調達を後押しする効果が出るだろう。起業環境の整備に伴い、中国のユニコーン企業は新たな技術やビジネスモデルを作り出し、経済成長の新たな原動力としての役割を果たせるかが今後の焦点である。

【付表】中国のユニコーン企業上位50社

順位	企業名	所在地	設立	業界	評価額(億ドル)	順位	企業名	所在地	設立	業界	評価額(億ドル)
1	螞蟻金服	杭州	2014.10	フィンテック	1,500	26	拜騰汽車	南京	2016.3	自動車・交通	30
2	今日頭條	北京	2012.7	文化・娯楽・メディア	750	27	優客工場	上海	2002.2	不動産サービス	30
3	滴滴出行	北京	2012.7	自動車・交通	450	28	奇点汽車	北京	2014.12	自動車・交通	30
4	陸金所	上海	2011.9	フィンテック	380	29	智車優行	北京	2014.10	自動車・交通	30
5	餓了么・口碑	上海	2009.4	生活サービス	300	30	小紅書	上海	2013.8	電子商取引	30
6	京東数科	北京	2013.7	フィンテック	205	31	猿輔導	北京	2012.3	教育	30
7	菜鳥網絡	杭州	2013.5	物流	200	32	暁視科技	北京	2011.10	人工知能	30
8	快手	北京	2011.3	文化・娯楽・メディア	150	33	一下科技	北京	2011.8	文化・娯楽・メディア	30
9	京東物流	北京	2017.4	物流	134	34	自如網	北京	2011.6	不動産サービス	30
10	微衆銀行	深圳	2014.10	フィンテック	110	35	猫眼微影	北京	2017.9	文化・娯楽・メディア	30
11	車好多	北京	2012.9	自動車・交通	66	36	度小満金融	北京	2016.4	フィンテック	29
12	微医集団	杭州	2010.3	医療・健康	55	37	雲从科技	重慶	2015.3	人工知能	28
13	威馬汽車	上海	2012.5	自動車・交通	50	38	美菜網	北京	2014.5	電子商取引	28
14	優必選科技	深圳	2012.3	ハードウェア	50	39	復宏漢霖	上海	2010.2	医療・健康	28
15	WiFi万能鑰匙	上海	2012.1	ツール・ソフトウェア	50	40	寒武記科技	北京	2016.3	人工知能	27
16	聯影医療	上海	2011.3	医療・健康	50	41	斗魚TV	武漢	2014.1	文化・娯楽・メディア	25
17	比特大陸	北京	2011.11	ブロックチェーン	50	42	知乎	北京	2011.1	文化・娯楽・メディア	25
18	柔宇科技	北京	2014.6	ハードウェア	48	43	哈啰出行	杭州	2016.3	自動車・交通	23
19	商湯科技	北京	2015.8	人工知能	40	44	金山雲	北京	2012.2	企業サービス	23
20	小鵬汽車	広州	2015.1	自動車・交通	37	45	淘票票	杭州	2014.12	文化・娯楽・メディア	22
21	大搜車	杭州	2012.11	自動車・交通	10	46	依図科技	上海	2012.9	人工知能	22
22	遊俠汽車	上海	2014.3	自動車・交通	10	47	滿帮	南京	2017.11	物流	20
23	易商紅木	広州	2006.1	物流	30	48	蘇寧体育	南京	2016.5	文化・娯楽・メディア	20
24	喜馬拉雅FM	上海	2012.8	文化・娯楽・メディア	25	49	車和家	北京	2015.4	自動車・交通	20
25	VIPKID	珠海	1995.5	教育	15	50	中商惠民網	北京	2013.10	電子商取引	20

(出所) 恒大研究院のレポートよりMUFGバンク(中国)中国調査室作成

(執筆者連絡先)

MUFG バンク (中国) 有限公司

リサーチ&アドバイザリー部

中国調査室 孫元捷

E-mail : sun_yuanjie@cn.mufg.jp

TEL : +86-(10)-6590-8888 (内線 117)



中国経済の現状と見通し

三菱UFJ銀行
 経済調査室
 調査役 萩原 陽子

本レポートは、三菱UFJ銀行経済調査室作成の「アジア・豪州経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア・豪州経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、原油に関する見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<https://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2019/index.htm>

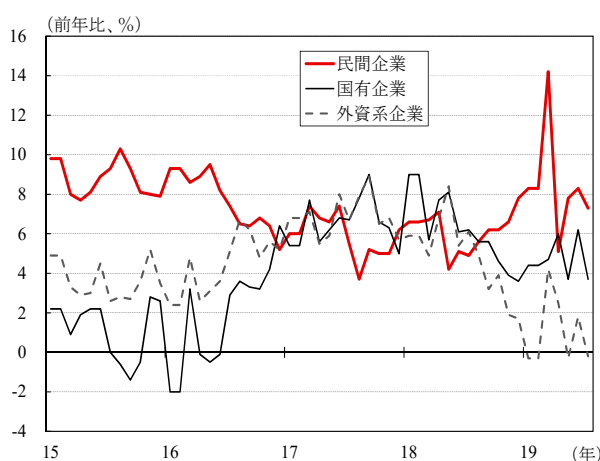
1. 中国経済の概況と対米通商摩擦の現状

2018 年前半まで前年比+6%台後半の成長率を記録していた中国経済は、同年後半から俄かに減速色を強め、直近 4-6 月期は同+6.2%にまで伸び率を鈍化させた。個別の月次経済指標をみても、輸出入、固定資産投資、生産、PMI（購買担当者指数）、小売売上高など総じて減速を示している。特に生産指数では、外資系企業の生産指数がその他の企業の生産指数に比べて落ち込みが激しく（図表 1）、中国をハブとするグローバル・サプライチェーンの変調を示唆している。

これらは、米国との通商摩擦が本格化し始めたのと符合が一致するが、それに先立って 2017 年末から「デレバレッジ(過剰債務削減)」政策の一環としてシャドーバンキング規制を強化したことも、民間企業の資金調達環境を悪化させた要因として指摘されている。もともと中国は経済の発展段階が上昇するのに伴って、それまでのハイペースの投資にスピード調整を余儀なくされており、それが長期に渡る緩やかな成長率低下に繋がっていると認識されるが、投資の裏側にある債務にも当局の整理が入ったことが景気に一段の下押し圧力をかけていると考えられる。また、今や世界最大の規模を誇る自動車市場についても、2017 年までの減税による需要喚起策の反動が長期化しており、今年に入ってからの販売台数累計は前年比で二桁マイナスの縮小をみせている。中国経済は、内憂外患的な試練の局面に立たされているといっても過言ではない。

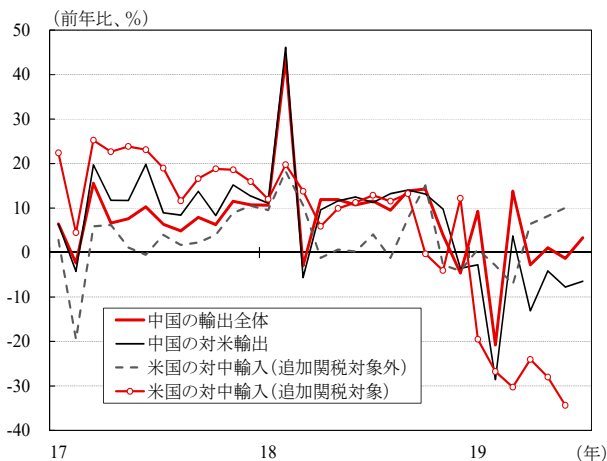
なお、中国でも他の主要国同様、雇用情勢の堅調は失業率等の指標上確認される。もっとも、一部には失業者にカウントされない農民工の帰休なども囁かれており、状況は予断を許さない。

図表 1：中国の企業別工業生産の推移



(資料) 中国国家統計局統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

図表 2：中国の輸出と米国の追加関税



(資料) 中国海関、米国商務省統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

こうした中、米中通商摩擦は昨年来、小康を挟みつつも激化の一途を辿っている。今年6月下旬の米中首脳会談で交渉再開となったものの、7月末の交渉が不調に終わるや、8月1日、米トランプ大統領は残るほぼ全てに相当する年間約3,000億ドル相当の対中輸入品に課税すると表明した（いわゆる第4弾、追加税率10%、9月1日実施。なお、米政府は8月13日、クリスマス商戦を念頭に、このうちスマートフォン、玩具等対中依存度が高い消費財を中心に約1,600億ドル相当分に対し発動を12月15日まで延期するとした）。これに対し、8月23日、中国政府が年間750億ドル相当の対米輸入品に対する新たな報復関税（9月1日、12月15日実施、税率5%ないし10%）を発表すると、米国側はすかさず第4弾の追加税率を10%から15%に引き上げるとし、更に課税済みの年間2,500億ドル相当の対中輸入品についても10月1日に税率を25%から30%に引き上げるとするなど状況は一気にエスカレートした。

この課税済みの米国の追加関税について影響が把握可能な米国統計をみると、課税対象品の対中輸入（中国からみると対米輸出）は合計で足元約3割減まで落ち込んでいる（前頁図表2）。中国統計では輸出はASEAN向けなど増加基調を続ける地域もあり、一定程度、埋め合わされているとはいえ、来年にかけて米国の追加関税対象拡大により外需への逆風が強まることは避けられない。米中が相互に輸入品にかけあう追加関税が30%にまで引き上げられた場合、その半分が米国内の需要者に価格転嫁される（残りは中国の輸出業者が価格引き下げにより負担）という前提を置くと、中国の輸出押し下げ効果、並びに相互の関税賦課に起因する中国企業・家計部門の実質的な所得減少を合計した実質GDPへの下押し圧力は▲1.2%ポイント程度まで膨らむ（当室試算）。

かかる状況下、8月5日には、人民元の対ドル相場が11年ぶりに1ドル=7元の節目を超えて下落し、米国が中国を為替操作国に認定するに至っている。もともと、中国当局にとっては市場の元売り圧力が強まるなかで若干の元安を容認したものに過ぎない動きと考えるべきだろう。資本流出リスクや対外債務返済負担増を踏まえれば今後も中国当局にとって許容可能な人民元の下落幅はさほど大きいとは思われず、いずれにせよ輸出への下支え効果は限定されよう。

2. 中国当局の政策対応

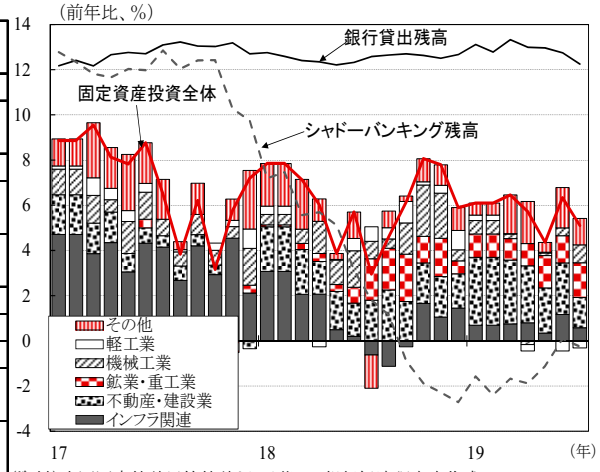
米中通商摩擦が激化する中、7月30日には中央政治局会議が開催された。同会議は例年、以降の経済政策方針を決定する重要な位置付けであるが、その後の米国の制裁強化を見越したかのように米国との長期戦を意識した方針が打ち出されていることは注目に値する。具体的には、経済システム改革の推進を強調し、また、消費面では自国市場の掘り起こしにより海外依存度を低下させる方向性を志向、投資面では脆弱な分野の補強や通信ネットワークなど新型インフラ建設を重視している（次頁図表3）。一方で、債務拡大への警戒から不動産投資を景気刺激の手段としない旨明言しており、短期的な追加対策には慎重なスタンスである。中国当局の立場に立つと、そもそも3月の全人代で実質GDP成長率を+1%ポイント程度押し上げる景気対策（当室試算）を盛り込んだ以上、その効果を見極める前に安直に追加対策を投入するのは得策ではなく、また、効果を引き出すための制度整備^(注)も必要であるということであろう。

(注) 例えば、全人代の景気対策の目玉の一つはインフラ建設資金充当のための地方专项債（特定のプロジェクト建設の資金調達のために発行される債券）発行枠の大幅拡大であるが、これは足元のインフラ投資の伸びが鈍かった（次頁図表4）ことに対する対策と捉えることができる。これまでインフラプロジェクトには、着手にあたり地方政府が準備すべきプロジェクト資本金（総投資額の2割程度）手当ての問題があったが、6月に中央政府は、従来は政府の負債調達であるために認めていなかった专项債資金のプロジェクト資本金への充当を許容するという手を打っている。これに专项債自体の発行枠拡大を加えると、先行きインフラ投資の加速を見込むことができよう。

図表3：今後の経済政策方針の概要（中央政治局会議） 図表4：中国の投資と貸出残高の推移

供給側改革	供給側改革の深化、産業高度化・サプライチェーンのレベルアップ
消費	国内の潜在需要の掘り起こしを通じた消費拡大
投資	製造業投資の安定、老朽団地の改造等脆弱部分補強プロジェクト、情報基盤等新型インフラ建設の加速
体制メカニズム改革	体制メカニズム改革の深化、経済発展の活力の増強
企業	具体策を通じた民間企業の発展支援、代金未払い問題の解決、「ゾンビ企業」の清算加速
経済貿易摩擦	「6つ（雇用・金融・対外貿易・外資・投資・予想）の安定」政策を全面実施し、経済貿易摩擦に有効に対応
対外開放	対外開放を強化し一連の重大開放措置を早急実施
金融	金融の供給側改革、民間企業への中長期融資増
新市場	「科创板（ハイテク新興企業向け株式市場）」の整備
不動産	住宅投機回避、不動産の長期・有効な管理メカニズムを実施、不動産を短期的経済刺激の手段としない
雇用	雇用優先政策を確実に実施し、大卒者・農民工・退役軍人等の重点層の雇用対策に注力

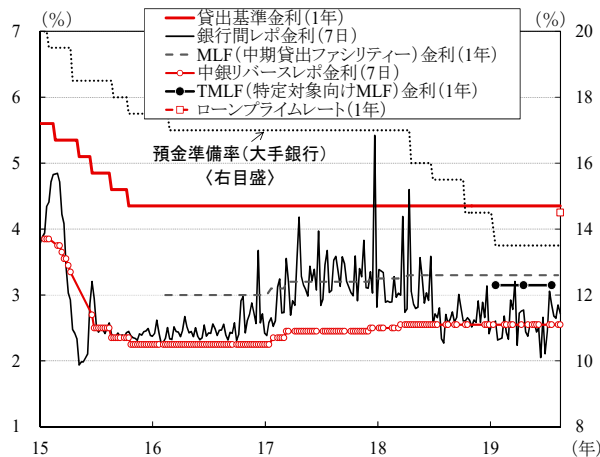
(資料) 中国政府資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成



(資料) 中国国家統計局等統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

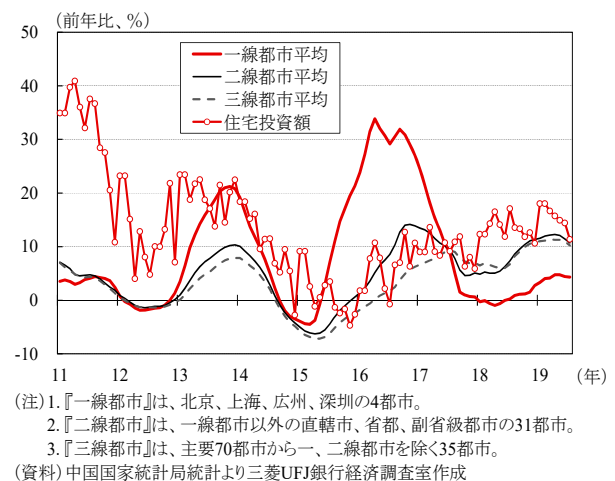
一方、シャドーバンキング規制強化による資金調達環境の悪化に輸出低迷が加わって、製造業投資は軽工業を中心に不況が続いている。既に中国当局は、(シャドーバンキングではなく)銀行本体による民間企業向け融資拡大の指示を出しているが、効果は未だ十分に顕在化していない。こうしたなか、8月16日の国務院常務会議では貸出金利低下と融資難問題の解決に向けて金利形成メカニズムの改革等が打ち出された。これを受け、翌17日、中国人民銀行(中央銀行)は18銀行が報告する貸出金利に基づき算出されるローンプライムレート(LPR)を毎月20日に公表することとし、銀行に対して貸出の際の参照金利をこれまでの貸出基準金利からLPRに切り替えるよう指示した。もっとも20日に実際に発表されたLPRは貸出基準金利と比べ1年物で0.1%低いに過ぎず(図表5)、また、国有企業向け貸出主体の銀行のスタンスに影響を与えるものでもない。製造業投資への押し上げにつながる民間企業の資金難改善には更なる有効策が求められるところである。

図表5：中国の金利と預金準備率の推移



(資料) 中国人民銀行等統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

図表6：中国の新築住宅価格と住宅投資額の推移



(注) 1.『一線都市』は、北京、上海、広州、深圳の4都市。
2.『二線都市』は、一線都市以外の直轄市、省都、副省级都市の31都市。
3.『三線都市』は、主要70都市から一、二線都市を除く35都市。
(資料) 中国国家統計局統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

3. 主要な内需の動向及び先行きの見通し

中国における投資の長期減速傾向は、当面経済成長率に対し構造的な下押し圧力を掛け続けると考えられるが、個別には、不動産投資、なかんずく大半を占める住宅投資は2016年以降今年初までむしろ加速傾向にあった。今年初からは減速基調に転じているが、7月時点でも前年比+11.4%という高水準にある(図表6)。住宅市況が過熱気味となっている地域の地方政府に対する中央政府の警告が増えつつあり、また、前述の通り7月の中央政治局会議で不動産を短期的な景気刺激の手段としないと明言されたこともあり、今後も二桁成長が持続することは見込み難いが、一方で、米中摩

擦下では住宅市況の不安定化による景気悪化も容認できず、厳しい引き締めも行えないことから、1桁後半程度の堅調な伸びは持続しよう。前述の通り、政策的にインフラ投資も加速するとみられるため、向こう1年程度を展望した場合は、投資は成長の下支え役に回る可能性が高い。

個人消費は、米中摩擦長期化に伴う先行き不安が消費者マインドの重石となるなか、減速基調が続くようである。消費振興策への期待もあったが、4月の意見募集稿に盛り込まれていた新車登録規制の緩和やエコ家電補助金といった短期策は6月の確定版では削除されるなど内容が縮小された。8月に発表された20項目の消費対策も、①ナイトタイムエコノミーの活発化に向けた深夜営業拡大のための環境整備、②地方政府への新車登録規制緩和につながる具体策追求の要求、③企業へのリサイクルによる安価なグリーン家電の供給の要望などにとどまり、政府は一段の景気悪化に備え余力を残した格好である。但し、政府は労働集約型産業を中心とした失業増を念頭に雇用支援策拡充に余念がなく、所得面からの一定の消費の底支え効果は期待されよう。

以上の内需項目は全体として、米中通商摩擦等の外需の逆風から受ける▲1%程度の成長下押し圧力を吸収するとみられ、結果、2019年は前年比+6.2%、2020年も同様の海外起因のリスクに晒されながらも同+6.0%の経済成長は可能と考えられる(図表7)。

なお、米政府の対中制裁が追加関税・個別企業への取引規制ともにエスカレートが続いているのに対し、中国政府は抑制的な対抗措置を講じつつ、米中摩擦の長期化を見据えて改革開放を加速し成長力の強化を急いでいる感がある。当面は、中国政府が経済実態を見極めながら景気対策の規模を調整するなか、中国経済の減速は急激なものとはならず、小幅にとどまると予想する。但し、米国の対中強硬姿勢が外資系企業などによるグローバル・サプライチェーンの変更を想定以上のペースで促す場合や人民元安・資本流出、更には香港の「逃亡犯条例」改正への反対運動やそれに対する当局の対応の過激化等で收拾がつかなくなった場合など、中国経済を取り巻いて様々な政治・経済リスクがあることも事実であり、その顕在化の兆候には十分な注意が必要であろう。

図表7：アジア・豪州の実質GDP成長率

(前年比、%)

	2017年	2018年				2019年		2018年	2019年	2020年
	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	(実績)	(見通し)	(見通し)
アジア11カ国・地域	6.1	6.3	6.2	5.8	5.7	5.4	n.a	6.0	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.7	6.5	6.4	6.4	6.2	6.6	6.2	6.0
インド(年度ベース)	7.7	7.7	8.0	7.0	6.6	5.8	n.a	6.8	6.8	7.0
NIEs	3.1	3.3	3.2	2.2	2.5	1.5	1.7	2.8	1.7	2.1
韓国	2.8	2.8	2.8	2.0	3.1	1.7	2.1	2.7	2.0	2.2
台湾	3.5	3.2	3.3	2.4	1.8	1.7	2.4	2.7	1.9	2.0
香港	3.4	4.6	3.5	2.9	1.2	0.6	0.5	3.0	0.8	1.8
シンガポール	3.6	4.7	4.2	2.4	1.9	1.2	0.1	3.1	1.0	1.9
ASEAN5	5.4	5.5	5.3	5.0	5.2	4.8	4.7	5.2	4.7	4.8
インドネシア	5.2	5.1	5.3	5.2	5.2	5.1	5.0	5.2	5.0	5.1
タイ	3.9	5.0	4.7	3.2	3.6	2.8	2.3	4.1	2.8	3.1
マレーシア	5.7	5.3	4.5	4.4	4.7	4.5	4.9	4.7	4.4	4.5
フィリピン	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	5.6	5.5	6.2	5.8	5.9
ベトナム	7.7	7.5	6.7	6.8	7.3	6.8	6.7	7.1	6.5	6.2
豪州	2.4	3.1	3.1	2.7	2.4	1.8	n.a	2.8	1.9	2.4

(注)インドの年度は4月～翌年3月。

(資料)各国統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報): http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



オフショア人民元市場動向と今後の見通し

三菱 UFJ 銀行
 アジア金融市場部
 政氏 智治 / 塚田 昌広

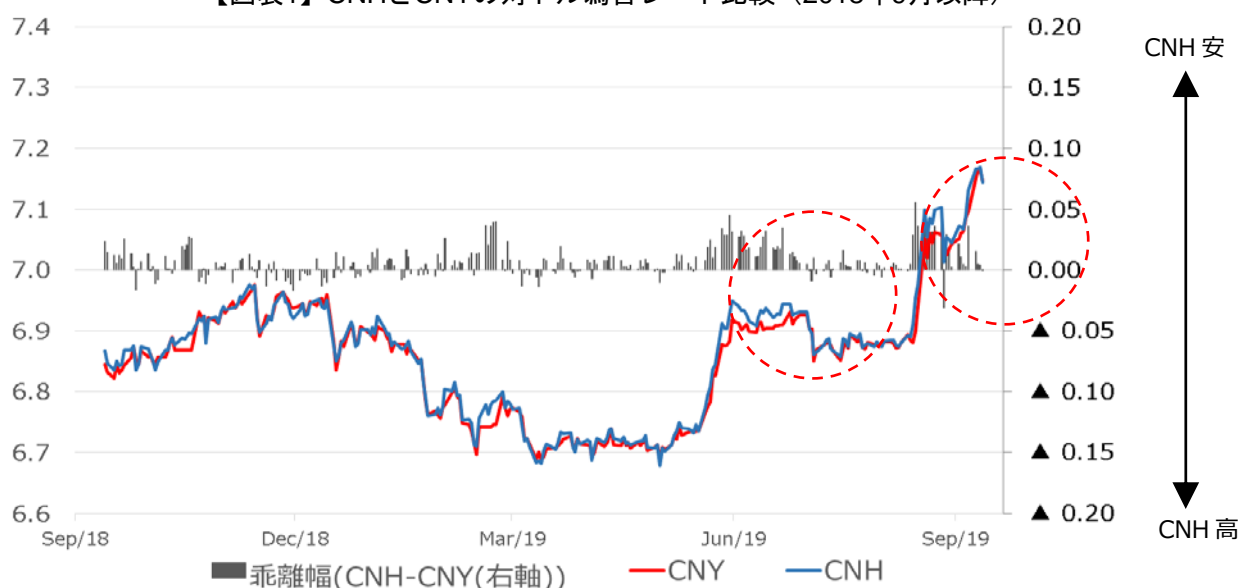
1. はじめに

MUFG BK 中国月報 2019 年 4 月号 (2019 年 3 月 25 日発刊) に「オフショア人民元動向と今後の見通し」をテーマに人民元レポートを寄稿した。今回は、2019 年 3 月以降のオフショア人民元市場の動向と今後の見通しについて整理する。

2. オフショア人民元市場のレビュー

2019 年 3 月以降、オンショア人民元 (以下、CNY) 及びオフショア人民元 (以下、CNH) の為替相場は、米中通商摩擦の先鋭化を主因に、急激な人民元安となった。CNH は、CNY と異なり日中の為替変動値幅に制限がないため、CNY 対比で各種材料への反応が大きくなり、CNY と CNH の乖離幅が拡大する局面も確認された (図表 1)。

【図表1】 CNHとCNYの対ドル為替レート比較 (2018年9月以降)

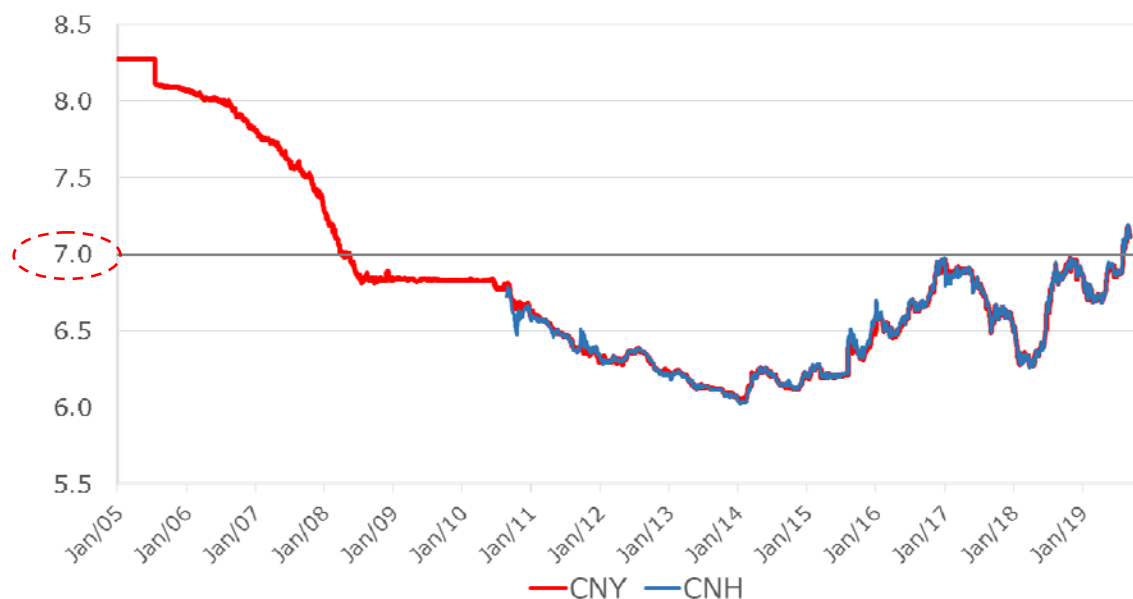


(資料) Bloomberg より弊社作成

2019 年 3 月以降の CNH の為替相場は、米国が第 3 弾対中制裁関税の税率引き上げ期限 (3 月 1 日) を延長したことで米中交渉進展への期待が高まったことや、全人代において大型減税やインフラ投資等の景気下支え策が発表されたことを受けて、6.7 前後の水準で比較的安定した推移を見せた。その後 5 月に入ると、米国は通商交渉の行き詰まりから第 3 弾対中制裁関税の税率引き上げを実施する旨を発表。市場に再びリスク回避ムードが強まると、同相場は 6.9 台まで下落した。G20 を経て、米中通商協議進展の期待が高まったことで 6 月には CNH の下落が一時落ち着くも、8 月 1 日にトランプ大統領が第 4 弾対中制裁関税の発動を突如表明したことを受け、CNH 対ドル相場は歴史的な急落となった。CNY が 2008 年 2 月以来、約 11 年ぶりの安値を示現すると、CNH も同様

に下げを加速させ、2010 年 8 月の CNH 市場誕生以来、初の 1 ドル=7 人民元を割り込む大幅下落となった(図表 2)。これを受け米国は中国当局がこれまでの基準を超える人民元安を容認したと判断し、中国を 1994 年以来 25 年ぶりに再び為替操作国に認定した。一方、中国側も強硬姿勢を崩さず報復策を発表、米国側も再度制裁関税率引き上げで応酬しており両国の対応はエスカレート、一部製品の関税適用先送り等の緩和策は見られたものの、9 月 1 日には米国による対中制裁関税第 4 弾の一部が発動されるなど不確実性要因は解消されず、CNY、CNH 共に安値圏での推移を続けている。

【図表2】 CNYとCNHの対ドル為替レート長期推移 (2005年以降)



(資料) Bloomberg より弊社作成

金利面では、米連邦準備理事会 (FRB) が 7 月 31 日に開催した FOMC で 11 年ぶりに政策金利 (FF 金利) を 25bp 引き下げた他、欧州中央銀行 (ECB) も 9 月 12 日の理事会で 3 年半ぶりに金融緩和に踏み切る等、世界的に金融緩和ムードが蔓延。係る外部環境下、中国人民銀行 (PBOC) は 8 月に発表した貨幣政策執行報告の中で、引き続き穏健な金融政策を維持すると同時に、適度な引き締めと緩和の度合いを維持するとしている。中国政府は昨年からの緩和策として預金準備率を計 5 回引き下げているが、2019 年 1 月以降は預金準備率の引き下げを見送る等、大規模な緩和策を見送っている。一方で 8 月 17 日に金利制度改革として、最優遇貸出金利 (LPR) の算出方法を見直すと共に形骸化していた貸出基準金利に代わり LPR を貸出指標金利とすることを発表 (長期住宅ローンは対象外)。今後 LPR は対象各行が中期貸出ファシリティ (MLF) 金利を参照し毎月算出するため、貸出金利が市場実勢に近づくこととなり実質的な利下げ効果が期待できるものと考えられる。実際に 8 月 20 日公表の 1 年物 LPR は 4.25% と同期間の基準金利対比で低い水準 (▲10bp) となった。こうした金融政策が実施される中で、オンショア市場金利 (SHIBOR) は低下基調で推移。2019 年年初に 3.3% 近辺で開始した 3 ヶ月物 SHIBOR は足元 2.7% 近辺で推移している。一方、オフショア市場金利 (HIBOR) は、前年度の国慶節後の一時的な上昇以降、米中通商協議の進展による人民元安懸念の後退もあり概ね安定した推移が続いていたが、その後の追加関税策表明に伴う人民元安を受け流動性逼迫への懸念が高まったことから、8 月以降金利は上昇基調、オンショアとの金利差も拡大しつつある (図表 3)。尚、FRB が緩和策に転じたことにより米中金利差は拡大基調となっているが、米中通商交渉の不透明感が強まる中で、人民元の先安観の高まりから足元の為替フォワードレートはいずれのタームにおいてもプレミアム幅が拡大基調にある (図表 4)。

【図表3】 CNHとCNYの金利差



(注) SHIBOR: オンショア金利
HIBOR: オフショア金利

【図表4】 CNHの為替フォワードレート (対USD)



(資料) Bloomberg より弊行作成

3. 今後の展望

今後の人民元相場動向を見る上では、引き続き米中通商摩擦の動向が最大の要因となる。米中通商摩擦については、9月1日に両国とも制裁関税第4弾を発動。米国は携帯電話を始めとする消費者への影響が大きい一部製品への適応を12月に先送りしたものの、関税率は中国側の対抗措置に対する報復策として当初公表水準の10%から15%に引き上げるとともに、既に発動されている対中制裁関税第1~3弾の追加関税率も10月1日より現行の25%から30%に引き上げることとしている(尚、9月11日に米国は中国が一部の米国製品を追加関税対象から除外したことを受け、関税引き上げを10月15日まで先送りすることを発表)。10月以降に協議再開が予定される中、「米中が暫定合意を検討」との報道もあり足元の市場では楽観的な見通しが高まっているが、これまで対話機運が高まった後に事態がさらに悪化してきた経緯があることから、先行き不透明感は依然払拭されていない状況にある。

金融政策に関しては、米国では景気後退への懸念が高まる中長短金利の逆転現象が見られ、市場ではFRBが9月17~18日開催のFOMCにおいて7月に続き利下げに踏み切るとの見通しが強まっており、人民元高要因となる米中金利差の拡大が見込まれる。中国は、現状景気刺激策として主に財政出動や人民元安を容認することで対処しており、国内の過剰債務や不動産価格を含む物価上昇への対処のため、「穏健的」な金融政策を維持するとの姿勢を崩していない。一方、9月6日にPBOCは国務院の方針を受け9月16日以降預金準備率を引き下げの旨を発表しており、今後当局がMLF金利引き下げを含め積極的な緩和策を採用することも想定される。

オフショア人民元市場のハブである香港は、2019年6月以降、逃亡犯条例改正案をめぐる継続的に抗議活動が行われており、米中通商摩擦に加えこの政治混迷を背景に経済ファンダメンタルズへの影響が鮮明となっている。市場では第3四半期(7-9月期)のGDP成長率が第2四半期に続き2四半期連続のマイナス成長となり「景気後退」に突入することが見込まれている。9月に入り香港政府は条例案の正式撤回を表明したものの抗議活動が終息する見通しはついておらず、先行きが不透明な状況は変わらない。金融市場についても、大型IPO案件(Anheuser-Busch InBev, Alibaba)の延期や資本流出懸念の拡大等の不透明感が増している。現状オフショア人民元相場への直接的な影

響は特段見られていないものの、今後政治的な混乱が増した際には香港動向が米中通商協議の論点となることや、中国当局のオフショア市場制御に影響が出ることも懸念される。

資本流出や国内企業の外貨建て債務負担の増加等への懸念から過度な人民元安を避ける中国の姿勢に当面変化はないと考えられる。ただし、米中通商摩擦を取り巻く不透明感を勘案すると引き続きリスク回避要因が優勢であり人民元安地合が続くと見ている。オンオフ市場間の裁定取引の機会も減少しているため両市場間での大きな乖離は想定しづらいが、急激な人民元安進行時等の場面では一時的な乖離幅拡大の可能性がある。CNH は対ドルで引き続きやや弱含む方向での値動きを予想する。

(2019年9月13日 現地時間18時 脱稿)

(連絡先)

三菱UFJ銀行 アジア金融市場部

政氏 智治 (香港駐在)

E-mail: Tomoharu_Masauji@hk.mufg.jp

TEL:(852)2862-7834

塚田 昌広 (香港駐在)

E-mail: Masahiro_Tsukada@hk.mufg.jp

TEL:(852)2862-7031



税務会計:《外商投資奨励産業目録(2019 年)》奨励類外商投資分野の更なる拡大

KPMG 中国
 華中地区日系企業サービス
 税務パートナー 侍 怡 (Shirley Shi)

高水準の対外開放を深く推進し、開放型経済の新体制の構築を加速させ、外商投資政策の法規を更に整備するため、国家発展と改革委員会、商務部は2019年6月30日、《外商投資奨励産業目録(2019年)》(以下、「2019年版奨励目録」と略称)を公布し、更に外商投資奨励範囲を拡大させ、外商投資を促すことを目指している。同時に「外商投資産業指導目録」(2017年改訂)奨励類と《中西部地域外商投資優位性産業目録(2017年改訂)》(以下、「2017年版中西部地区産業目録」と略称)が廃止された。

なお、税関総署は2019年7月24日、《税関総署による「外商投資産業奨励目録(2019年)」の執行に関する公告》(以下、「125号公告」と略称)を公布し、税関が2019年版の奨励類目録の実行における関連事項を更に明確にした。2019年版奨励目録と125号公告は2019年7月30日より発効される。

ご留意頂きたい「2019年版奨励目録」および「125号公告」の更新内容

2019年版奨励目録には2つの子目録が含まれている。一つは全国外商投資産業奨励目録(以下、「全国目録」と略称)であり、全国範囲で適用される。もう一つは中西部地域外商投資優位性産業目録(以下、「中西部目録」と略称)、主に中西部地区、東北地区で適用される。2017年版産業指導目録と2017年版中西部地区産業目録と比べ、外商投資奨励類の産業分野が更に拡大した。具体的には、2019年版の奨励類目録の総項目は1108条あり、その中に全国目録は415条あり、2017年版産業指導目録と比べて、67条を追加、45条を修正する。そのうち新規あるいは改正項目の80%以上は製造業の範疇に該当し、外商企業が更にハイエンド製造業、スマート製造、グリーン製造などの領域への投資をサポートする。中西部目録は693条があり、2017年版中西部地区産業目録と比較して54条を追加、165条を修正し、更に労働集約型、先進的な適用技術産業と関連施設の項目を追加して、中西部地域における外資系産業の移転引き受けのサポートを目的としている。主な調整内容は以下の通りとなる。

全国目録		
奨励類重点方向	奨励類業種/領域	調整項目
製造業	電子情報技術産業	5G コアコンポーネント、集積回路用エッチングマシン、チップ実装設備、クラウド計算設備などの項目を追加
	設備製造業	工業ロボット、ハイブリッド自動車、スマートカーのキー部品の項目を追加・修正
	現代医薬産業	細胞の治療薬に関する主要原料、大規模細胞培養製品などの項目を追加
	新素材産業	航空・宇宙に係る新材料、シリコン単結晶、大型シリコンウェーハなどなどの項目を追加

生産性サービス業	ビジネスサービス領域	工事コンサルティング、会計、税務、検証検測鑑定サービスなどの項目を追加
	商務貿易流通領域	コールドチェーンロジスティクス、電子商務、鉄路専用線などの項目を追加
	技術サービス領域	人工知能、グリーン生産、炭素回収、サイクルビジネスなどの項目を追加
中西部目録		
省	地域特徴	調整項目
雲南、内モンゴル、湖南など	特徴的な農業資源、豊富な労働力の優位性	農産物加工、繊維および衣類、家具製造などの項目を追加
安徽、四川、陝西など	電子産業	一般集積回路、タブレットコンピューター、通信端末などの項目を追加
河南、湖南など	集中的な輸送物流ネットワーク	物流保管施設、自動車のガソリンスタンドなどの項目を追加

さらに、税関総局が発行した第 125 号公告は、2019 年版奨励目録で、自己使用設備、技術および付属品、備品などの輸入に関連する問題を次のようにさらに明確にする。

審査、承認済みあるいは届出の日付は 2019 年 7 月 30 日前 (当日が含まれていない)		
適用目録	申請手続き	適用政策
2017 年版産業指導目録、 2017 年版中西部地区産業目録 に属する	<ul style="list-style-type: none"> 投資管轄部門より 2020 年 8 月 1 日前に発行される「国家内外資投資奨励項目確認書」 商務管轄部門より 2020 年 8 月 1 日前に発行される外商投資企業設立・増資確認書または外商投資企業設立・変更届出確認書など関連する書類 	輸入関税を免じ、法律・法規に基づいて輸入増徴税を徴収
2017 年版産業指導目録、 2017 年版中西部地区産業目録 に属するとともに、 2019 年版奨励目録に属する	<ul style="list-style-type: none"> 投資管轄部門が 2019 年版奨励目録に準じ、発行される「国家内外資投資奨励項目確認書」 商務管轄部門が 2019 年版奨励目録に準じ、発行される外商投資企業設立・増資確認書または外商投資企業設立・変更届出確認書など関連する書類 	

筆者の所見

➤ 対外開放の更なる拡大

2019 年版奨励類目録は、経済のグローバル化の新しい情勢に応じ、中国の産業発展の新特徴に合わせて、中国において外資系企業の投資を奨励する範囲と分野を更に拡大させる。全国目録の新規或いは変更項目の 80%以上は製造業の範疇に該当し、外資の更なるハイエンド製造、スマート製造、グリーン製造などの分野への投資を支持する。引き続き生産性サービス業の開放発展の支持力を強化し、サービス業のレベルアップを促進する。

同時に、中西部地区が外資産業の移転を受け入れることを支持する。中西部目録は更に労働集約型、先進的に技術産業と附属施設を適用する項目を追加し、中西部地区の外資導入を受け入れる産業の移転への支援を強化し、外資投資の促進、外資産業の最適化、区域構造の最適化に積極的な役割を果たすことを期待している。

➤ **外商投資奨励類項目の優遇政策**

2019 年版奨励目録に基づき、外商投資企業の投資奨励類項目の範囲を拡大し、税優遇などの奨励政策は変わらない。主に以下のものを含む:

- 外商投資奨励類項目に対して、投資総額内で自己使用設備を輸入する場合、関税を免除する政策を実施。
- 条件に合う西部地区の奨励類業種に係る外商投資企業に対しては、15%で企業所得税を徴収。
- 集約的用地の奨励類外商投資の工業プロジェクトに対し、優先的に土地を供給し、土地の最低価格を決定する際、所在地の土地レベルに応じて全国の工業用地譲渡最低価格基準の70%より低くないことを適用する。

今回公布した 2019 年版奨励目録には、新しい時期の中国の対外開放を更に拡大し、外商企業の投資を積極的に促進するという決意と自信が現れている。関連の優遇政策は変わらず、多くの外資企業に優遇政策の継続をもたらした。外商投資企業の投資を促す項目を新たに追加することで、外商投資企業がより迅速に中国市場に参入し進出することができるようになり、有利な政策支援を提供できるようになった。今回公布した 2019 年版奨励目録は、中国経済の高質な発展を促進し、伝統的な産業の改善と新産業の発展を促進するための原動力を提供しただけでなく、外国資本の中国への投資ルートを開拓し、中国の発展チャンスと成果を共有するためにも積極的な役割を果たしていると考えられる。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

侍 怡 (Shirley Shi)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-2105 E-mail: shirley.y.shi@kpmg.com



法務:海外年金 ～日中社会保障協定の発効について

三菱UFJ信託銀行株式会社
年金コンサルティング部 リサーチグループ
主任調査役 菅谷和宏

今年9月1日に「日中社会保障協定」が発効されました。これにより、中国に一時派遣される従業員については、日本と中国での公的年金の保険料の「二重払い」が解消され、企業の負担が軽減されます。しかし、今回の協定では、「年金加入期間の通算」規定は設けられず、医療保険や雇用保険等も対象とされていません。

また、今年4月1日に、中国の国務院弁公庁は「社会保険料引き下げの総合方案に関する通知（以下、通知）」を發布（4月4日公布）し、5月1日以降の年金保険料の引き下げを行いました。本稿では、日中社会保障協定の概要と中国年金制度の改正動向について解説します。

1. 日中社会保障協定締結の経緯

日中社会保障協定の交渉は、中国での社会保険法の施行（2011年7月）に先立ち、2011年3月から日中実務者間の意見交換を重ね、2011年10月に第1回交渉が北京で開催されました。同年12月に第2回交渉、2012年3月第3回まで順調に交渉が行われましたが、政治問題等の発生により交渉が一時中断されました。

(図表 1) 日中社会保障協定の政府間交渉状況

	日付	交渉結果
第1回	2011年10月	日中社会保障協定の枠組みを確認
第2回	2011年12月	両国の社会保障制度に関する詳細な情報交換および意見交換
第3回	2012年3月	日中社会保障協定の枠組み、基本的事項について協議
第4回	2015年11月	日中双方の社会保険料の二重払い等の問題を解決することを確認
第5回	2016年6月	適用対象とすべき社会保険制度や人の範囲を議論
第6回	2016年11月	適用対象とすべき社会保険制度や人の範囲を議論
第7回	2017年4月	適用対象とすべき社会保険制度や人の範囲の協定案文を議論
第8回	2017年10月	本協定の適用調整等および協定案文について議論
署名	2018年5月	日本政府と中国政府の間で社会保障に関する協定に署名
承認	2018年11月30日	第197回臨時国会において全会一致で承認
手続	2019年5月16日	社会保障に関する協定の効力発生のための外交上の公文交換手続実施
発効	2019年9月1日	日本政府と中国政府の間で社会保障に関する協定が発効

出所：外務省 HP「報道発表資料」より筆者作成

3年の中断期間の後、2015年11月に交渉が再開され、2017年10月の第8回の交渉で協定案文が取りまとめられました。2018年5月9日には、日本政府と中国政府の間で、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」の署名が、安倍晋三内閣総理大臣および李克強中国

国务院総理の立会いの下、河野太郎外務大臣と王毅国务委員兼外交部長との間で行われました。本協定案に関して、日本では2018年秋の第197回臨時国会に協定案が提出され、11月22日に衆議院本会議、11月30日に参院本会議において、それぞれ全会一致で承認されました。その後、中国全国人民代表大会での承認を得て、2019年5月16日に日中政府間での協定の効力発生のための外交上の公文交換手続きが行われ、2019年9月1日に「日中社会保障協定（以下、協定）」が発効されたものです（図表1）。

2. 日中社会保障協定の内容

中国の公的年金は、公務員を対象とする「公務員年金」、都市部就業者（国有企業含む）を対象とする「都市従業員基本養老保険」、都市部非就業者および農村部住民を対象とする「都市・農村住民基本養老保険」に分かれています。協定対象は、「都市従業員基本養老保険」の被保険者です。

日本では「国民年金」と「厚生年金保険」の被保険者（日本で技能実習生、特定技能1号・2号等として就労する者も対象）が対象となり、中国国内企業に直接雇用される者や中国で自営業者として就労する者は対象外です。

社会保障協定には一般的に、「保険料の二重払いの解消」と、相手国で保険料を支払った場合の保険料の掛け捨てを防止するための二国間での「年金加入期間を通算」等の取り扱いがあります。「年金加入期間を通算」については、それぞれの国の保険料納付期間を合算して年金加入期間とし、双方の年金受給資格を満たせば、それぞれ年金を受給することができるものです。

従来は、日本から中国に従業員を一時派遣した場合は、日本と中国双方の公的年金に加入する必要があり、保険料の二重払いが発生し、企業のコスト負担が掛かっていました。また、中国での就労期間が短く公的年金の受給資格（15年）を満たせない場合は、中国に納めた保険料が掛け捨てにもなっていました。

(図表2) 日中社会保障協定のポイント

- 年金保険のみが対象（医療保険、雇用保険、労災保険は対象外）
- 日本の「国民年金・厚生年金保険」、中国の「都市従業員基本養老保険」被保険者が対象（中国国内企業に直接雇用される者や中国で自営業者として就労する者は対象外）
- 5年以内の一時派遣者は本国の公的年金のみに加入し、「保険料の二重払い」が解消（5年を超過する場合は、原則として相手国の公的年金に加入するが、「延長規定」あり）
- 「年金加入期間を通算」規定はなし

出所：外務省「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」より筆者作成

今回の協定では、9月1日以降、協定の発効日を起点として5年以内の一時派遣については、派遣元の公的年金のみに加入すればよくなり、「保険料の二重払い」が解消されることとなりました。

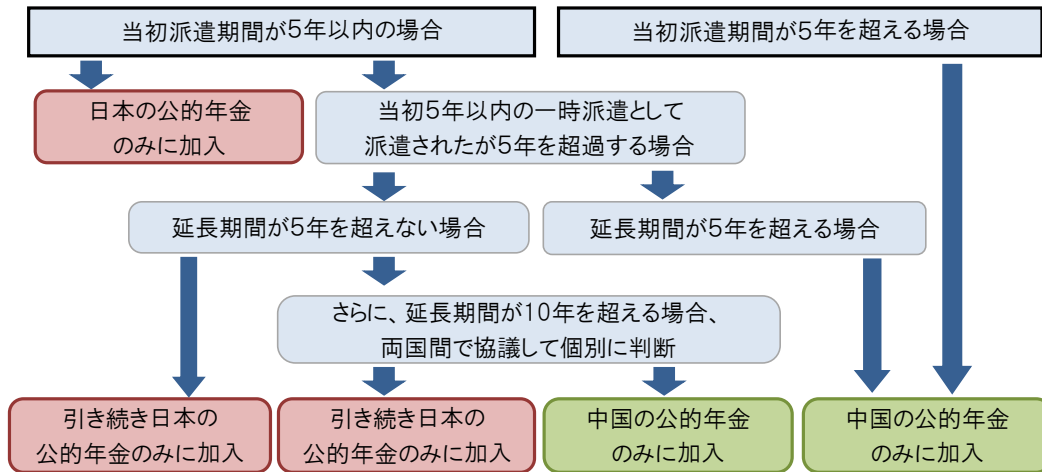
しかし、「年金加入期間を通算」については、今回の協定には含まれていません（中国と他国との協定においても年金加入期間を通算規定はない）。これは、現在、中国の公的年金は省単位で管理・運営されており（保険料率も各省により異なる）、全国統合（省をまたぐ転職に伴う加入期間を通算等）には時間がかかることが見込まれ、早期締結が得策と判断し、二重加入の解消に限定して締結されたものです。

なお、将来的に通算規定を設ける可能性が排除されたものではありません。また、今回の協定の対象となる社会保険制度は、年金制度のみで医療保険、雇用保険、労働災害保険などは対象となっておりません（図表2）。社会保障協定は、二カ国間での協定であり、各国個別に協定内容が異なります（医療保険や雇用保険などを協定対象としている場合もあり）。

3. 日中社会保障協定発効後の加入手続き

協定の発効により、中国に5年以内の一時派遣を行う場合は、日本の公的年金のみに加入すれば良いこととなります。派遣期間が5年を超えることが予定されている場合は、中国の公的年金のみに加入することとなります。なお、当初5年以内の一時派遣として派遣された者の派遣期間が5年を超過する場合は、原則として中国の公的年金に加入することとなりますが、協定には「延長規定」が設けられており、延長期間が5年を超えない場合は、政府間での合意により、引き続き日本の公的年金のみに加入することができます。さらに、10年を超える派遣期間の延長についても、政府間の協議で、どちらの年金に加入するか個別に判断されるとしました(図表3)。

(図表3) 日中社会保障協定における日本と中国での公的年金の加入方法



出所：外務省「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」より筆者作成

今回の協定では、9月1日以降、協定の発効日を起点として期間が計算されます。社会保障協定の適用を受けるためには、各企業は中国に派遣している従業員について、個別に手続きを行う必要があります。該当する従業員については、日本年金機構の年金事務所に「適用証明書」(図表4)の交付申請を行い、交付された「適用証明書」を中国の社会保険料徴収機関に提出して、中国における公的年金の加入免除手続きを行うことが必要です。なお、協定発効前から中国で就労している場合も、同様に2019年9月1日以降に交付された「適用証明書」を提出して中国での公的年金の加入免除手続きが必要となります。

逆に、日本で就労している中国人従業員については、中国の社会保険管理センターに「適用証明書」の交付申請を行い、交付された「適用証明書」を日本の年金事務所に提出して、厚生年金保険の資格喪失手続きを行うこととなります。

(図表4) 適用証明書交付申請書(例)

日・中社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

① 申請者の氏名 (受給資格者管理番号) ② 生年月日 ③ 中国(人)番号(又は英検定番号)

④ 派遣先(中国)の名称 ⑤ 派遣先(中国)の住所 ⑥ 派遣先(中国)の電話番号

⑦ 派遣先(中国)の所在地(省、市、区、街道) ⑧ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

⑨ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ⑩ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

⑪ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ⑫ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

⑬ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ⑭ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

⑮ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ⑯ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

⑰ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ⑱ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

⑲ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ⑳ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉑ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉒ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉓ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉔ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉕ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉖ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉗ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉘ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉙ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉚ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉛ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉜ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉝ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㉞ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㉟ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊱ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊲ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊳ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊴ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊵ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊶ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊷ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊸ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊹ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊺ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊻ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊼ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊽ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

㊾ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道) ㊿ 派遣先(中国)の住所(省、市、区、街道)

出所：日本年金機構 HP

4. 海外在留邦人の現況

外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 30 年要約版 (2017 年 10 月 1 日現在)」では、海外長期滞在者 (3 カ月以上の海外在留者でいずれ日本に戻る予定者で永住者を除く) は合計 86.8 万人で、米国が一番多く 23.3 万人、次いで中国が 12.1 万人です (図表 5)。

中国では、1 人当たり年間約 71 万円の保険料負担 (上海市の年金保険料労使合計 24%、1 元=15.1 円で換算) が発生しており、今回の社会保障協定の発効により、外務省の試算では日本企業は約 550 億円の二重払い削減効果が得られるとしています。

(図表 5) 海外の長期滞在者の現状 (※印は、2019 年 9 月時点で日本との社会保障協定発効済国)

順位	国名	邦人数	前年比	順位	国名	邦人数	前年比
1	アメリカ※	233千人	▲0.1%	6	フランス※	34千人	2.3%
2	中国※	121千人	▲3.2%	7	ドイツ※	34千人	3.3%
3	タイ	71千人	3.4%	8	シンガポール	34千人	▲3.3%
4	オーストラリア※	41千人	3.9%	9	韓国※	28千人	0.1%
5	イギリス※	41千人	▲9.1%	10	カナダ※	26千人	▲4.9%

出所：外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 30 年要約版 (2017 年 10 月 1 日現在)」より筆者作成

5. 社会保障協定の締結状況

日本にとって、社会保障協定は中国が 20 カ国目ですが、既に、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキアの 19 カ国との社会保障協定が発効されています (図表 6)。

また、現在、イタリア、スウェーデンと社会保障協定の署名が終わり発効の準備が進められています。さらに、フィンランドとは社会保障協定を合意し、トルコとは交渉中です。この他、社会保障協定の予備協議がオーストラリアとベトナムで開始されています (図表 7)。企業のグローバル化が進む中、早期の協定の締結が望まれます。

(図表6) 社会保障協定締結国の一覧 (2019年9月1日現在)

	締結国	発効日	二重払い防止(年金)	(医療保険)	加入期間の通算
1	ドイツ	2000年2月	○	×	○
2	イギリス	2001年2月	○	×	×※1
3	韓国	2005年4月	○	×	×※2
4	アメリカ	2005年10月	○	○	○
5	ベルギー	2007年1月	○	○	○
6	フランス	2007年6月	○	○	○
7	カナダ	2008年3月	○※3	×	○※3
8	オーストラリア	2009年1月	○	×	○
9	オランダ	2009年3月	○	○	○
10	チェコ	2009年6月	○	○	○
11	スペイン	2010年12月	○	×	○
12	アイルランド	2010年12月	○	×	○
13	ブラジル	2012年3月	○	×	○
14	スイス	2012年3月	○	○	○
15	ハンガリー	2014年1月	○	○	○
16	インド	2016年10月	○	×	○
17	ルクセンブルク	2017年8月	○	○	○
18	イタリア	署名済	○	×	×
19	フィリピン	2018年8月	○	×	○
20	スロバキア	2019年7月	○	○	○
21	中国	2019年9月	○	×	×
22	スウェーデン	署名済	—	—	—
23	フィンランド	合意	—	—	—
24	トルコ	交渉中	—	—	—

※1 英政府の「二重加入防止協定に限定」方針を受け、早期締結が得策と判断し、二重加入防止に限定したもの。

※2 韓国の公的年金制度は1988年導入のため、当面は二重加入防止に限定した協定としたもの

※3 ケベック州公的年金を除く

出所：厚生労働省 HP「社会保障協定締結状況」より筆者作成

(図表7) 社会保障協定に向けて準備中の国 (2019年9月1日現在)

準備状況	対象国
社会保障協定署名済で発効待ち	イタリア、スウェーデン
政府間交渉中	フィンランド(合意)、トルコ
事前協議	オーストラリア、ベトナム

出所：厚生労働省 HP「社会保障協定締結状況」より筆者作成

6. 中国の公的年金の改正動向

中国の公的年金「都市従業員基本養老保険」は、1階部分「基礎年金」(賦課方式、企業拠出、国庫負担あり)と、2階部分「個人口座年金」(積立方式、本人拠出)から構成されています(図表8)。

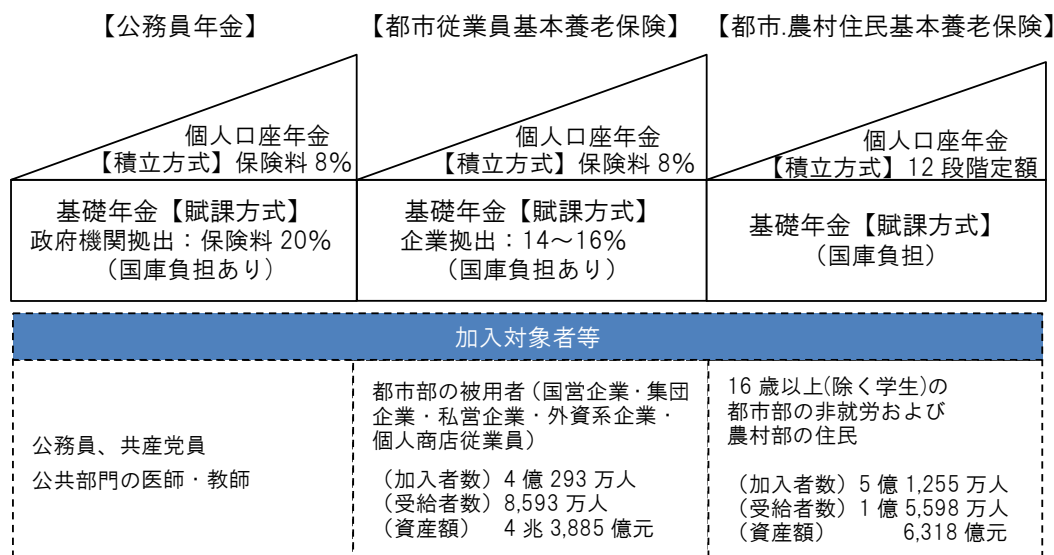
「都市従業員基本養老保険」の対象者は、国有企業、都市部集団企業(市未満の区レベルが運営する官営企業)、都市部私営企業の従業員、外資系企業の中国人従業員です。制度の運営・管理は全国一律ではなく、各行政単位(省、直轄市(北京、天津、上海、重慶の4都市)、自治区)および特

別行政区（マカオ、香港）に属する市・県級の社会保険管理機構で行われています。

受給資格は加入期間 15 年以上で、支給開始年齢は、法定退職年齢（男性 60 歳、一般女性 50 歳、女性管理職 55 歳）です。

なお、法定退職年齢到達時に加入者期間が 15 年に満たない場合は、一時払い保険料を拠出することで受給資格を満たすことができます。

(図表 8) 中国の公的年金制度



出所：厚生労働省「海外情勢報告 2018」第 1 節 中華人民共和国 (pp222-236) 等を基に筆者作成

企業拠出については、従前は従業員の平均賃金総額の原則 20% (各省により異なる) でしたが、農民工を使用する事業所にとっては 20% という高い保険料を支払うことが難しい状況であり、政府は企業の保険料負担の軽減を目的に 2015 年から 2018 年にかけて段階的に保険料の引き下げを推奨してきました。そして、2019 年 4 月 1 日に国務院弁公庁は「社会保険料引き下げの総合方案に関する通知 (以下、通知)」を公布し、2019 年 5 月 1 日以降、各省の「基礎年金」の保険料が 16% を上回っている場合には、16% まで引き下げることが可能であるとしました。なお、本人拠出の保険料は、8% のままで変更はありません。

現在、企業拠出保険料は各省により異なりますが、本通知により上海市：16%、北京市：16%、広州市：14%、深圳市：14% 等にそれぞれ企業拠出保険料の引き下げが行われました (図表 9)。これにより、中国に派遣する従業員に対する企業の保険料負担が軽減されることとなります。

一方、各省間での経済発展格差による年金制度の財政状況の不均衡を是正する目的で、2018 年 7 月に保険料の調整制度である「中央調整制度」が開始され「中央調整基金」が設立されています。本制度は、各地域から保険料の上納率 3% を中央調整基金に拠出させ、一定の計算式に基づき各地域の年金制度に配分する仕組みで、財政状況が良い地域から財政状況が悪い地域へと資金を配分するものです。独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査によると、2018 年 7 月から 2018 年 12 月の半年間で、徴収額は 2,422 億元に達しています。上納額が多かった地域は、広東省、北京市、山東省、上海市などで、配分を多く受けた地域は、黒龍江省、四川省、湖北省などでした。

前述の保険料引き下げにより、一部地域で年金制度の財政状況が一層悪化することが予想されたため、本通知により上納率が 3.5% に引き上げられました。中国では、国民皆年金と地域格差是正に向けた制度改革が進められています。

なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

(図表 9) 各省の新保険料率 (2019 年 5 月～)

省(自治区・直轄市)	企業拠出保険料率		本人拠出 保険料率	基本養老保険
	新	旧		新保険料率(合計)
遼寧省	16%	19%	8%	24%
河北省	16%	20%	8%	24%
北京市	16%	19%	8%	24%
江蘇省	16%	19%	8%	24%
上海市	16%	20%	8%	24%
広東省※	14%	13% (14%)	8%	22%
広州市	14%	14%	8%	22%
深圳市	14%	13%	8%	22%
四川省	16%	19%	8%	24%

※現状、広東省の各市は 13%と 14%であるが、今回の「社会保険料率の引下総合法案」により、13%の市は 2020 年末迄に 14%に引き上げ、深圳は 13%から 14%に統一

出所：中国人力資源および社会保障局 HP (各省自治区・直轄市) より筆者作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

年金コンサルティング部 リサーチグループ

菅谷和宏

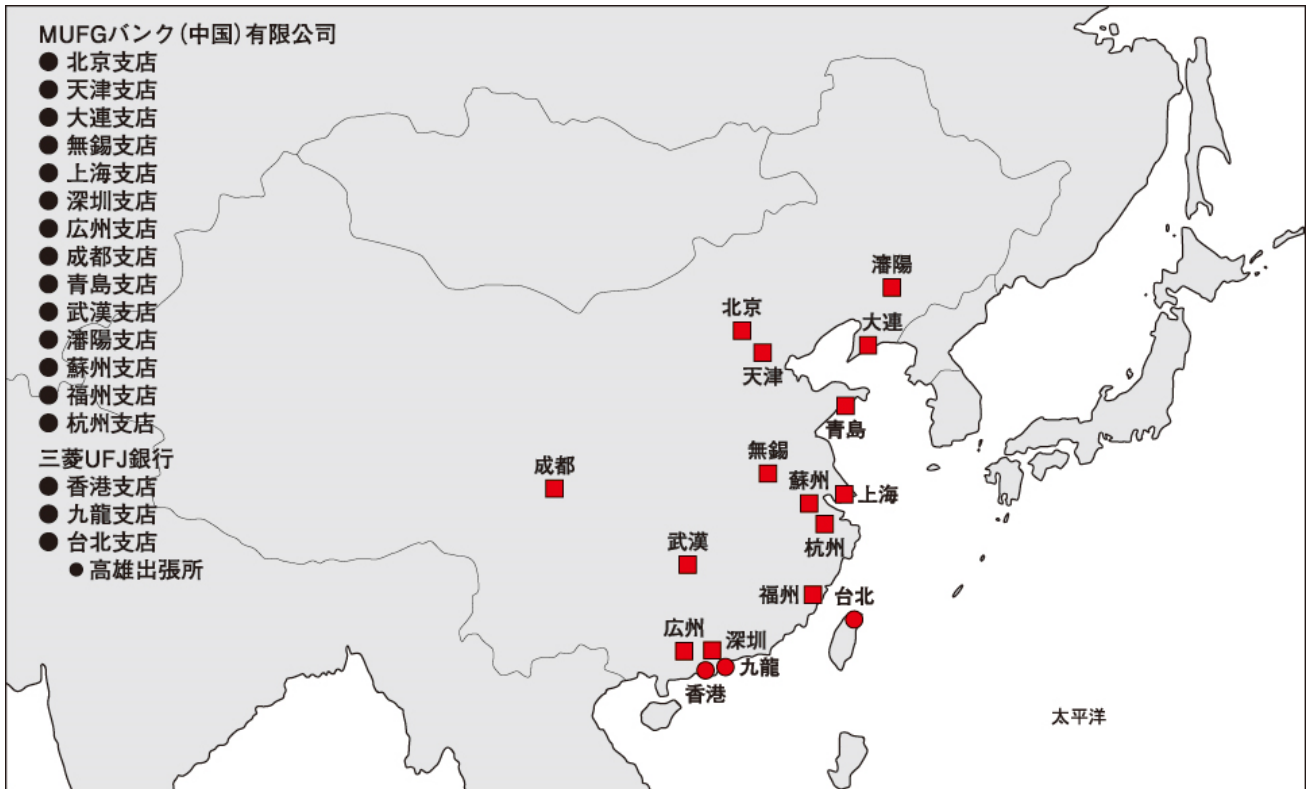
東京都千代田区丸の内 2-7-1

TEL : 03-6747-0414 (代表)

E-mail : kazuhiko_sugaya@tr.mufg.jp



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019年9月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。